

**ガイドライン改訂の方向性 (案)**

本「ガイドライン改訂の方向性」は、国際協力銀行及び日本貿易保険が、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」及び「貿易保険における環境社会配慮確認のためのガイドライン」について、昨年 11 月より開催してきたコンサルテーション会合での議論も踏まえた、現時点での改訂の要否等に関する認識を示したものです。今回、新たに公開したのは網掛け部分です。また、前回公開部分で誤り等があり、一部修正致しましたので、該当部分を斜体にしてあります。

| 項目・改訂要望骨子・現行条文   | 改訂の方向性   |
|--|--|
| <p><u>1 - 1：採取産業における歳入の透明性「基本方針」</u><br/> 「歳入の透明性の重要性を、環境社会配慮確認にかかる基本方針として明記する」<br/> 「当該国が EITI に参加している場合には、その実施状況を確認する。当該国が EITI に参加しておらず且つ当該プロジェクトが当該国歳入への相当の影響を与えうる場合には、EITI への参加を働きかける」<br/> (直接に対応する現行条文なし)</p>                                       | <p>&lt; 1：改訂の方向性 &gt;<br/> 本論点については、現時点では、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>&lt; 2：提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/> 歳入の透明性の確保を通じ、資源開発による歳入を貧困削減や持続可能な開発に効果的に貢献させる取り組みが進められています。具体的な国際的取組みが、採取産業の透明性に関するイニシアティブ (EITI) です。我が国を含む G 8 また IFC、EBRD、OPIC 等が支持を表明しています。海外での資源の開発及び取得促進を標榜する JBIC/NEXI も、我が国方針また他融資機関に則して、歳入の透明性の重要性を基本方針に掲げるべきです。また、EITI 加盟国については EITI 基準の遵守状況の確認、EITI 非加盟国については EITI 加盟の働きかけを行うべきです。</p> <p>&lt; 3：主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/> 本論点について、環境に関する国際的趨勢の観点から、改訂ニーズを検討しました。このため、歳入の透明性の確保が国際的趨勢かどうかを先ず検討しました。同概念及び EITI の成立経緯から、歳入の透明性は、EITI への企業・国の加盟・基準遵守を以って国際的確保を推進してきたと認識します。従って、EITI への企業・国の加盟状況は、歳入の透明性の確保が国際的趨勢かどうかを判断する上での具体的基準と考えられます。EITI には約 40 の企業、20 弱の国が EITI に加盟していますが、国営採取産業また資源保有国の少なからずは未加盟なので、歳入の透明性また EITI が国際的趨勢とは言い難い現状と判断されます。</p> <p>他方、歳入の透明性の確保という概念を、EITI 加盟の有無とは切り離して、換言すれば、EITI 非加盟の企業または国に一律に要求しうるのか、異なる立場の参加者から意見を求め検証しました。JBIC/NEXI の借入人 / 輸出者等の立場からの働きかけの限界を懸念する意見に対し、<i>限界克服のアプローチ提言はありませんでしたが、観念の域を超えた現実的な懸念払拭を認識し得るには至りませんでした。</i>このことから、歳入の透明性の確保という概念のみを基本方針として規定することの実効性は乏しいものと判断されます。</p> <p>なお、我が国を含む G 8 また一部金融機関の EITI 支持は事実ですが、そのみを以って、パイの ECA である JBIC/NEXI が歳入の透明性を一律に企業・国に要求する必要性・実効性があると判断することには、論理の飛躍を感じました。</p> <p>その他、国際的趨勢以外の観点からの特段の改訂ニーズも提起・認識されませんでした。</p> <p>結論として、本論点についての十分な改訂ニーズは、現時点では認識されないものと判断されます。</p> |
| <p><u>1 - 2：採取産業における歳入の透明性「ガバナンスリスクのレビュー」</u><br/> 「採取産業に関する大規模プロジェクトの環境レビューの際には、当該国政府のガバナンスのリスクも審査する」<br/> 「上記リスクが事業の便益を上回る場合には事業に対する支援をしない」<br/> 「当該国政府のガバナンス向上努力や貧困削減の努力について情報収集を行い、貧困削減の努力やガバナンス改善に悪影響を与えるリスクが高い場合には、支援を行わない」<br/> (直接に対応する現行条文なし)</p> | <p>&lt; 1：改訂の方向性 &gt;<br/> 本論点については、現時点では、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>&lt; 2：提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/> 採取産業への依存率と経済成長には負の関係があります。これは、採取産業への依存率の高い途上国にはガバナンスが十分でない国が多く、歳入が適切な歳出となっていないためだと言われています。</p> <p>採取産業からの歳入を適切に使い、貧困削減や環境問題に適切に取組むガバナンスが当該国に確保されていることが確認されるべきです。</p> <p>&lt; 3：主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/> 本論点について、環境に関する国際的趨勢の観点及び他機関ガイドラインとの比較衡量の観点から、改訂ニーズを検討しました。先ず、ガバナンスリスクのレビューが環境に関する国際的趨勢かどうかについては、採取産業についての代表的グッドプラクティスといえる EITI にも規定されておらず、学説としての広がりには認められますが、国際的趨勢と認識できる客観的事実は確認できませんでした。</p> <p>次に、他機関ガイドラインとの比較衡量について、IFC「社会と環境の持続可能性に関する政策」(以下「IFC-Policy」)でガバナンスリスクのレビューを規定していることを確認しました。他方、他の国際金融機関また ECA では同旨規定は確認されませんでした。</p> <p>このため、IFC-Policy 当該条文を検討した結果、(1)当該条文は、いわゆるベンチマークとしての国際基準ではなく、IFC 固有のポリシーに相当すること、(2)IFC のレビュー手法が確認されたが、個々の内容が JBIC/NEXI で実施可能か否かを検証するまでもなく、国際金融機関と ECA との組織機能やレバレッジの違いまた IFC レビュー手法が国際的確立には至っていないとの世銀認識等から、IFC レビュー規定のみを以って本論点改訂ニーズとは認識されませんでした。</p> <p>その他、国際的趨勢及び他機関ガイドラインとの比較衡量以外の観点からの特段の改訂ニーズも提起・認識されませんでした。</p> <p>結論として、本論点についての十分な改訂ニーズは、現時点では認識されないものと判断されます。</p>  |
| <p><u>1 - 3：採取産業における歳入の透明性「政府への支払、主要な合意の情報公開」</u><br/> 「採取産業に関するプロジェクトにおいては、実施主体が当該国政府に支払うプロジェクト</p>   | <p>&lt; 1：改訂の方向性 &gt;<br/> 本論点については、現時点では、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。</p>   |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文   | 改訂の方向性  |
|--|---|
| <p>ト関連の重要な支出（ロイヤルティ、税金、利益分配など）や受入国政府契約(HGAs)、政府間協定(IGAs)等の主要な合意を公開する」<br/>(直接に対応する現行条文なし)</p>  | <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>採収産業者からの多額の政府歳入は、当該国のガバナンスが脆弱である場合には、その財政運営や経済政策を歪め、また、汚職の温床になるなどの問題を誘発するおそれがあると言われています。<br/>こうした問題を防止するため、事業実施者による政府への支払や政府との主要な合意は公開されるべきです。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>本論点について、環境に関する国際的趨勢の観点及び他機関ガイドラインとの比較衡量の観点から、改訂ニーズを検討しました。<br/>先ず、事業実施者による政府への支払や政府との主要な合意を公開することが環境に関する国際的趨勢かどうかについては、上記 2 は EITI 原則また基準に規定される内容と同旨と考えられるが、EITI 自体が国際的趨勢とは言い難い現状にあることは、論点 1 の 3 判断の通りであり、本内容についても同様に国際的趨勢とは言い難いと判断されます。<br/>次に、他機関ガイドラインとの比較衡量について、IFC-Policy また IMF、EBRD が上記 2 と同旨内容を規定することを確認しました。他方、他の国際金融機関また ECA では同旨規定は確認されませんでした。<br/>当該国歳入・歳出や合意文書の公開は、JBIC / NEXI にとって必ずしも契約関係にはない当該国政府の同意なしには実現し難い内容です。この点での JBIC / NEXI のレバレッジ(働きかけの実効性)は、IFC 等の国際金融機関とは必ずしも同等とは言い難く、少なくとも一律の遵守を要求するガイドライン規定の実効性を担保し得ないものと認識し、他機関ガイドラインとの比較衡量の観点からの改訂ニーズに乏しいものと判断されます。<br/>なお、上記 3 に関連し、上記 2 を当該国政府に働きかけることが事業実施者または JBIC / NEXI にとっての借入人 / 輸出者等への不利益かどうかについて、異なる立場の参加者から意見を求め検証しました。不利益や国際競争力への悪影響を生じないとの IMF 報告書内容が紹介された一方、実業に携わる立場からは有形無形の不利益等を懸念する意見も多く、一方のみを事実と認める状況にないものと判断されます。<br/>その他、国際的趨勢及び他機関ガイドラインとの比較衡量以外の観点からの特段の改訂ニーズは提起・認識されませんでした。<br/>結論として、本論点についての十分な改訂ニーズは、現時点では認識されないものと判断されます。</p>   |
| <p><u>2 : 国際的基準の取扱いの明確化</u><br/>「国際的基準の取扱いについて、コモンアプローチ今次改訂(would be applied expected to meet)を踏まえ、ガイドライン改訂要否を検討」<br/>(現行条文)<br/>「さらに、JBIC は、環境社会配慮等に関し、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準やグッドプラクティスなどを参照する。」(JBIC 第 1 部 3 (4))<br/>「NEXI は、世界銀行等の国際金融機関が定めた基準、他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準またはグッドプラクティス等をベンチマークとして参照し」(NEXI 3 (3))</p> | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;<br/>本論点については、改訂ニーズを認識します。<br/>具体的な改訂内容として、国際的基準、具体的には「世銀の各 Safeguard Policy (世銀 SP) 及び IFC の Performance Standard 1 ~ 8 (IFC-PS)」の適用度合いを、改訂コモンアプローチ規定の "expected to meet" と同等またはそれ以上且つ「遵守」ではないこと、例えば「適合」と規定することを現時点での方向性として認識しており、例外的取扱い等の点に関する更なる検討を行った上で、より具体的な改訂案文につなげるべきであると認識します。</p> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>現行ガイドラインにおける国際的基準の取扱いは「参照」ですが、実質的運用として、ECA 間また赤道原則加盟金融機関が各々デファクトスタンダード的に扱う世銀 SP 及び IFC-PS については「参照」以上に個別具体的に適用してきています。<br/>このため、現行運用及びコモンアプローチ改訂に則し、国際的基準の適用度合いを明確化する形での、文言改訂が必要です。<br/>ちなみに、コモンアプローチにおける国際的基準(世銀 SP 及び IFC-PS)の取扱いについて、2007 年改訂により、従来の "would be applied" から "expected to meet" と適用度合いが強まりました。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>本論点について、その他環境審査を巡る諸状況の観点及びコモンアプローチ見直しの状況から、改訂ニーズを検討しました。<br/>先ず、ガイドライン運用状況において、JBIC / NEXI として国際的基準がベンチマークであることを事業実施者に明らかにした上で、国際的基準に沿った形での審査を行っていることを、非自発的住民移転等の他論点審議も含め具体的に確認しました。<br/>2007 年コモンアプローチ改訂では、従来の "would be applied" から "expected to meet" と国際的基準の適用度合いが強まりましたが、既に実行済の上記の観点から、当該コモンアプローチの改訂自体が、JBIC / NEXI のガイドライン改訂ニーズに直結するわけではないと認識されました。他方、ガイドラインを改訂するのであれば、上記コモンアプローチの改訂内容は 1 つの有力な参照情報となり、さらには、改訂コモンアプローチでも規定する「例外」の取扱い等については、再度検討を深める必要性を認識しています。<br/>結論として、本論点についての改訂ニーズ自体が認識され、具体的な改訂内容として、国際的基準(世銀 SP 及び IFC-PS)の取扱いとして改訂コモンアプローチ規定の "expected to meet" と同等またはそれ以上、且つ「遵守」ではないこと、例えば「適合」と規定することを現時点での方向性として、例外的取扱い等更なる検討を行っていくべきと判断されます。</p> |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文  | 改訂の方向性   |
|---|--|
| <p><b>3：参照すべき国際的基準の明確化</b></p> <p>「国際的基準の取扱いについて、コモンアプローチ今次改訂(世銀 SP 及び IFC-PS の明確化)を踏まえ、ガイドライン改訂要否を検討」<br/>(現行条文)</p> <p>「さらに、JBIC は、環境社会配慮等に関し、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準やグッドプラクティスなどを参照する。」(JBIC 第 1 部 3 (4))</p> <p>「NEXI は、世界銀行等の国際金融機関が定めた基準、他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準またはグッドプラクティス等をベンチマークとして参照し」(NEXI 3 (3))</p> | <p>&lt; 1：改訂の方向性 &gt;</p> <p>本論点については、改訂ニーズを認識します。</p> <p>具体的な改訂内容として、(1)現行ガイドラインで「ベンチマークとして参照」と規定する基準のうち「世銀の各 Safeguard Policy (世銀 SP) 及び IFC の Performance Standard 1 ~ 8 (IFC-PS)」及びその他国際基準の取扱いを個々に明確化すること、(2)各基準の適用範囲等の条件を明記することを、現時点での方向性として認識しています。</p> <p>なお、「ベンチマークとして参照」との文言については、論点 2 にて検討します。</p> <p>上記の具体的内容については、以下のポイントに関する更なる検討を行った上でより具体的な改訂案文につなげるべきであると認識します。</p> <p>(1) プロジェクトファイナンス案件 (PF 案件；定義を具体的に規定) には IFC の PS、それ以外の案件には世銀 SP とすることを基本としつつも、適用範囲を如何に規定するか。</p> <p>(2) 世銀 SP 及び IFC-PS 以外の国際的基準等の取扱いは、「必要かつ適切な場合にベンチマークとして参照する」とするか。</p> <p>(3) 適用における例外的取扱いの規定及び運用の内容 (論点 2 の 1 とリンク)</p> <p>&lt; 2：提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;</p> <p>コモンアプローチにおける世銀 SP 及び IFC-PS の取扱いについて、「世銀 SP に加え、必要に応じ、PF 案件では IFC-PS をベンチマークとする」と 2007 年に改訂されました。</p> <p>また、現行ガイドラインは、参照基準として、「国際機関、地域機関、先進国基準、グッドプラクティス」を並列的に規定していますが、近年、赤道原則等の動向も踏まえ、実質的運用として、世銀 SP 及び IFC-PS については「参照」以上に個別具体的に適用してきています。</p> <p>このため、現行運用及びコモンアプローチ改訂に則し、国際的基準の適用度合いを明確化する形での、文言改訂が必要です。</p> <p>&lt; 3：主要な検討ポイントと認識 &gt;</p> <p>本論点について、その他環境審査を巡る諸状況の状況及びコモンアプローチ見直しの観点から、改訂ニーズを検討しました。</p> <p>2007 年コモンアプローチ改訂において「世銀 SP に加え、必要に応じ、PF 案件では IFC-PS をベンチマークとする」と規定され、世銀 SP および IFC-PS をより明確に規定する改訂ニーズが確認されました。</p> <p>また、ガイドライン運用状況においても、昨今の赤道原則での取扱等を踏まえ、PF 案件に関して IFC-PS を適用することを実質的運用としてきており、この点をより明確化する点においても具体的な改訂ニーズを確認しました。</p> <p>結論として、本論点についての改訂ニーズ自体が認識され、具体的な改訂内容として、世銀 SP 及び IFC-PS、また、その他国際基準等の取扱いについて、上記 1 の検討ポイントを中心に更に検討すべきと判断されます。</p> |
| <p><b>4：環境審査に係わる保険種</b></p> <p>「NEXI ガイドラインにおける対象保険種については列記されているが、保険種新設の場合等の取扱いが必ずしも明確ではない」<br/>(現行条文)</p> <p>「NEXI による環境社会配慮確認は、貿易一般保険、貿易代金貸付保険、海外投資保険及び海外事業貸付保険に係るすべての 2 年以上案件を対象として行うものであり」(NEXI 2 )</p>   | <p>&lt; 1：改訂の方向性 &gt;</p> <p>本論点については、改訂ニーズを認識します。</p> <p>具体的な改訂内容として、現行 NEXI ガイドライン「2. 基本方針」第 4 段落について、保険種列挙部分を削除することを提案します。</p> <p>&lt; 2：提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;</p> <p>NEXI 現行ガイドラインの当該条文は対象保険種の列挙の形であるため、例えば資源エネルギー総合保険が対象外保険種であるかのような誤解を生じうるおそれがあります。</p> <p>このため、改訂の方向性として、対象保険種の列挙に係る記述を削除し、規定内容の明確化を図ります。</p> <p>&lt; 3：主要な検討ポイントと認識 &gt;</p> <p>本論点について、その他環境審査を巡る諸状況の観点から、上記 2 の通り、改訂のニーズ及び方向性について審議を行い、参加者から特段の異論はありませんでした。</p> <p>結論として、本論点についての改訂のニーズまた方向性が認識されましたので、上記 1 の提案内容に基づき審議すべきと判断されます。</p>   |
| <p><b>5：人権状況の把握</b></p> <p>「相手国国内・プロジェクト対象地域の自由権及び社会権に関わる人権状況 (ステークホルダーの認識も含む) を把握し、適切なプロジェクト実施に関わる確認に反映する」<br/>(現行条文)</p> <p>「JBIC は、環境レビューにおいて、ガイドラインに照らし、プロジェクトの特性及び国、地域固有の状況を勘案した上で、1) プロジェクト実施前に適切かつ十分な環境社会配慮がなされるか、また、2) プロジェクト実施主体者や相手国政府の準備状況、経験、実施能力、資金の確保状況、外的不安定要因等に照らし、環境社会配慮が融資等の決定</p>                      | <p>&lt; 1：改訂の方向性 &gt;</p> <p>本論点について、一律に相手国国内・プロジェクト対象地域の自由権及び社会権に関わる人権状況を把握し当該プロジェクトに係る環境審査に反映させること (ガイドライン本文の改訂) には、十分な改訂ニーズは現時点では認識されませんでした。</p> <p>但し、当該国の人権状況を客観的に把握する上での参考文書などにつき、FAQ に明確化することの可能性等も含め検討します。</p> <p>&lt; 2：提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;</p> <p>当該国の自由権及び社会権に関わる人権状況は、非自発的住民移転等のステークホルダー協議を伴うプロジェクト等における環境社会配慮を確認する上で重要であり、ステークホルダーの認識も含め把握し、審査に反映させるべきです。</p> <p>JBIC / NEXI でも現行ガイドラインに則して上記 に努めていますが、具体的な確認手法あるいは NGO 情報や主観的認識も含めることなど、明確化す</p>   |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文  | 改訂の方向性  |
|---|---|
| <p>後も適切に実行されるかどうかを確認する。」(JBIC 第 1 部 3 (2))</p> <p>「NEXI は、保険契約の対象となるプロジェクトが環境(自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む)に及ぼす可能性のある影響が回避又は緩和されるよう、当該プロジェクト実施者により環境社会配慮が適切に行われているかについて確認する。」(NEXI 2)</p>   | <p>べきです。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;</p> <p>本論点について、他 ECA 等ガイドラインとの比較衡量及びその他環境を巡る諸状況の必要性の観点から、改訂ニーズを検討しました。</p> <p>他 ECA においては、全般的な人権状況の確認を標榜する機関は確認されませんでした。EBRD や JICA におけるポリシーや具体的審査手法が確認されました。</p> <p>JBIC / NEXI の当該実施状況について、当該国の全般的な人権状況の把握に努めていることから基本的な改訂ニーズは現行ガイドラインの規定及び運用において満たされていると認識されました。</p> <p>また、改訂内容について、主観的認識まで把握することの限界性や人権という言葉への受け止めが各国で一律ではないことへの懸念などの意見もありました。</p> <p>その他、他 ECA 等ガイドラインとの比較衡量及びその他環境を巡る諸状況の必要性以外の観点からは特段の改訂ニーズは提起・認識されませんでした。</p> <p>結論として、上記 2 内容全体への改訂ニーズは現時点では認識されませんでした。上記 1 についてのみの検討すべきと判断されます。</p>  |
| <p>6 : 社会配慮基準に関する態度</p> <p>「実施主体の社会配慮に関する基準を実施する意思及び能力について、確認する」</p> <p>「具体的には、実施主体のコンプライアンス規定に、労働の基本原則及び権利の擁護、腐敗防止、国際的に宣言されている人権の擁護の支持・尊重が含まれているかを確認する」</p> <p>「その確認の基準として、コンプライアンス規定の有無、グローバル・コンパクト等の国際的規定への賛意の有無、当該国で一般的なコンプライアンス規定への賛意の有無など」「何の行動もなされていない場合には、融資 / 保険契約への規定も検討」</p> <p>(現行条文)</p> <p>「環境レビューにおいては、JBIC は、プロジェクトに関する、あるいはプロジェクトを取り巻くガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。」</p> <p>(JBIC 第 1 部 3 (4))</p> | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;</p> <p>本論点については、現時点では、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;</p> <p>プロジェクト実施主体の社会配慮について確認する上では、環境配慮を確認する場合に具体的・物理的な措置を確認するのと同様に、プロジェクト実施主体が社会配慮基準を遵守する意思と能力を、重要な要件として、確認すべきです。</p> <p>具体的には、国連グローバル・コンパクトや OECD 多国籍企業行動指針への賛意、また、当該実施主体独自のコンプライアンス規定の設置等から、確認すべきです。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;</p> <p>本論点について、環境に関する国際的趨勢及びその他環境審査を巡る諸状況の観点から、改訂ニーズを検討しました。</p> <p>まず、国連グローバル・コンパクトや OECD 多国籍企業行動指針は国際的に一定の認知を受けており、少なからぬ企業が賛意を示していること、他方、これらへの賛意または他の形での社会配慮基準を遵守する意思及び能力を環境社会配慮確認の要件と規定する ECA また国際金融機関は確認されませんでした。</p> <p>次に、ガイドライン運用状況において、JBIC / NEXI は、プロジェクト実施主体の社会配慮基準を遵守する意思及び能力を、当該プロジェクトにおける具体的な個々の社会配慮措置を通じ審査対象としていることが確認されました。この点は、JBIC / NEXI による環境社会配慮確認の対象が個々のプロジェクトであり、実施主体の全般的情報は踏まえるべき情報であることとも通底する認識です。</p> <p>また、社会配慮基準を遵守する意思及び能力を具体的かつ客観的に確認する手法については実効性ある内容は提起・確認されず、その困難さが確認されました。</p> <p>その他、環境に関する国際的趨勢及びその他環境審査を巡る諸状況以外の観点からの特段の改訂ニーズも提起・認識されませんでした。</p> <p>結論として、本論点についての十分な改訂ニーズは、現時点では認識されないものと判断されます。</p> |
| <p>7 : 発展途上国以外で実施されるプロジェクト</p> <p>「NEXI 現行ガイドラインでは、発展途上国以外でのプロジェクトについて、原則としてカテゴリ C に分類と規定されているが、発展途上国の区分基準である DAC リスト改訂時の対応を規定していない」</p> <p>「他方、コモンアプローチは仕向国による特段の区別は規定されていない」</p> <p>(現行条文)</p> <p>[ カテゴリ C ]</p> <p>発展途上国以外で実施されるプロジェクト</p> <p>保険価額が 10 百万 SDR 相当円以下のプロジェクト</p> <p>(NEXI 3 (2))</p>   | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;</p> <p>本論点については、改訂ニーズを認識します。</p> <p>具体的改訂内容として、現行 NEXI ガイドライン「2 . 環境社会配慮の確認手続、(2)カテゴリ分類、【カテゴリ C】」について、「 発展途上国以外で実施されるプロジェクト」及び【カテゴリ A】、【カテゴリ B】の「発展途上国で実施され」を削除することを提案します。</p> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;</p> <p>NEXI 現行ガイドラインの当該条文は、DAC リスト非掲載国におけるプロジェクトは、影響を及ぼしやすい特性または影響を受けやすい地域に該当しない場合には、カテゴリ C に区分することを規定しています。</p> <p>このような仕向け国に応じたカテゴリ区分は、コモンアプローチにおいても特段の規定はなく、また、DAC リスト改訂時の取扱いについての明確な規定もありません。</p> <p>このため、当該条文を削除し、仕向け国に拠らず、個々のプロジェクトのセクター等に応じたカテゴリ分類を行うよう図ります。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;</p> <p>本論点について、その他環境審査を巡る諸状況の観点から、上記 2 の通り、改訂のニーズ及び方向性について審議を行い、参加者から特段の異論は</p>  |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文  | 改訂の方向性  |
|---|---|
|   | <p>ありませんでした。<br/>結論として、本論点についての改訂のニーズまた方向性が認識されましたので、上記 1 の提案内容に基づき審議すべきと判断されます。</p>  |
| <p><b>8：カテゴリ B プロジェクトのレビュー内容</b><br/>「NEXI 現行ガイドラインでは、JBIC 現行ガイドラインの規定する EIA 報告書等の扱いが、不明確」<br/>(現行条文)<br/>[ カテゴリ B ]<br/>「カテゴリ B に属するプロジェクトに対しては、カテゴリ A に属するプロジェクトと同様、負の環境影響の回避、最小化、緩和又は代償及び環境改善を図るための方策を含め、プロジェクトが有する潜在的な正及び負の環境影響を確認する。」( NEXI 3 ( 3 ) )</p>  | <p>&lt; 1：改訂の方向性 &gt;<br/>本論点については、改訂ニーズを認識します。<br/>具体的改訂内容として、現行 NEXI ガイドライン「 2 . 環境社会配慮の確認手続、(3)環境レビュー、【カテゴリ B】」について、EIA 報告書の取扱いに関して JBIC 現行ガイドライン同様の内容を加筆することを提案します。<br/>&lt; 2：提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>NEXI 現行ガイドラインの当該条文は、JBIC 現行ガイドラインとの比較において、EIA 報告書の取扱いが不明確です。<br/>カテゴリ B プロジェクトに係る NEXI 運用状況は、JBIC と異なるものではなく、EIA 報告書が作成されている場合にはこれを参照し、作成されていない場合には当方質問状への事業実施者回答等を参照し、実施しています。<br/>このため、当該条文に、EIA 報告書の取扱いに関する内容を加筆し、ガイドラインの規定文言と運用状況に乖離がないよう図ります。<br/>&lt; 3：主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>本論点について、その他環境審査を巡る諸状況の観点から、上記 2 の通り、改訂のニーズ及び方向性について審議を行い、参加者から特段の異論はありませんでした。<br/>結論として、本論点についての改訂のニーズまた方向性が認識されましたので、上記 1 の提案内容に基づき審議すべきと判断されます。</p>  |
| <p><b>9：スクリーニング終了後の情報公開の内容</b><br/>「環境社会配慮に関する主要な文書を入手後速やかに公開する」「主要な文書とは、EIA 報告書、環境管理計画、住民移転計画、先住民族への配慮に関する計画、生活再建計画、及び左記文書に添付されるステークホルダーとの協議情報を原則とし、これに限らない」「主要な文書には、翻訳版を含む」<br/>(現行条文)<br/>「カテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについては、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等、借入人等 ( NEXI：輸出者等 ) から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況を JBIC ( NEXI ) ウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開する。」<br/>( JBIC 第 1 部 5 ( 2 ) ・ NEXI 6 )</p> | <p>&lt; 1：改訂の方向性 &gt;<br/>本論点については、改訂ニーズを認識します。<br/>具体的改訂内容としては、以下のとおり提案します。<br/>・ 現地で公開されている文書 ( 公開前に現地当局の承認等を要するものであれば、当該承認等を経た後に公開されている文書 ) であれば、EIA 報告書等に限らず、当該プロジェクトにおける JBIC/NEXI の環境社会配慮の確認上、重要と思われる関連文書を公開することとする。( EIA 及びその許認可証については、これまで同様、カテゴリ A 案件につき公開必須。 )<br/>・ 各文書の翻訳版についても、現地で公開されているものであれば、公開するものとする。<br/>&lt; 2：提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>EIA 及びその許認可証のみならず、他にも環境社会配慮確認上重要な文書を公開すべきです。<br/>各文書の翻訳版も公開すべきです。<br/>&lt; 3：主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>本論点について、その他環境審査を巡る諸状況及び実施状況確認 ( 同追加情報提供を含む。以下同じ。 ) の観点から、改訂のニーズ及び方向性について検討を行いました。<br/>昨今、EIA 及びその許認可証のみならず、他にも環境社会配慮確認上重要な文書がありえる ( ただし、その名称や内容は多様です ) ため、これらを公開することは、アカウントビリティの向上につながるものと認識されました。一方で、実施状況確認結果を踏まえれば、これら情報公開にあたっては、守秘義務や現地の制度的、文化的特徴への配慮、即ち、現地で公開されている限り ( 公開前に現地当局の承認等を要するものであれば、当該承認等を経た後に公開されている限り ) JBIC/NEXI も公開するとの配慮が重要である点も認識されました。<br/>翻訳版についても同様に、現地で公開されている限りにおいてとの配慮をした上で JBIC/NEXI も情報公開することによりアカウントビリティが向上するものと認識します。<br/>結論として、その他環境審査を巡る諸状況からの必要性の観点及び実施状況確認から、本論点についての改訂のニーズまた方向性が認識されましたので、具体的な改訂文言を審議すべきと判断されます。</p> |
| <p><b>10：スクリーニング終了後の情報公開の方法</b><br/>「環境社会配慮に関する主要な文書を、ウェブサイト上に掲載する」<br/>「環境社会配慮に関する主要な文書を、本部及び当該国における現地事務所または在外公館で、誰もが自由に閲覧・複写が可能な状態で公開する」<br/>「地域住民や現地 NGO からの要請がある場合には、文書の写しを無償で交付・送付する」<br/>(現行条文)<br/>「カテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについては、環境アセスメント報告書及び相</p>  | <p>&lt; 1：改訂の方向性 &gt;<br/>本論点については、改訂ニーズを認識します。<br/>具体的改訂内容としては、以下のいずれかの方法で公開することを提案します。<br/>・実施主体もしくは現地国当局のウェブに EIA 等が掲載されている場合、当該サイトにリンクを張る。<br/>・ EIA 等を JBIC/NEXI 自らのウェブサイトに掲載する。<br/>・文書の容量が膨大等の理由でウェブサイト上の掲載が不可能な場合、現行どおり入手状況をウェブで公開する。( 公開場所 JBIC：情報公開センター、NEXI：NEXI 本店 )</p>  |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文  | 改訂の方向性  |
|---|---|
| <p>手国政府等の環境許認可証明書等、借入人等（NEXI：輸出者等）から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況を JBIC（NEXI）ウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開する。」<br/>（JBIC 第 1 部 5（2）・NEXI 6）</p>  | <p>&lt; 2：提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>環境社会配慮に関する主要な文書を、ウェブサイト上に掲載するとともに、プロジェクト所在国における現地事務所または在外公館で公開すべきです。地域住民や現地 NGO からの要請がある場合には、文書の写しを無償で交付・送付すべきです。</p> <p>&lt; 3：主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>本論点について、環境に関する国際的趨勢およびその他環境審査を巡る諸状況の観点から、改訂のニーズ及び方向性について検討しました。まず、主要他機関（主要な国際機関やいくつかの二国間公的機関）でのプラクティスにおいては、EIA 等の公開にあたっては、実施主体もしくは現地国当局のウェブにリンクを張る、乃至、自らのウェブサイトに掲載することで対応している例があることが確認されました。公開情報への accessibility とコスト最小化を両立させる観点では、上記国際機関等の事例のとおりウェブを活用することが適切と判断されます。結論として、その他環境審査を巡る諸状況からの必要性の観点から、本論点についての改訂のニーズまた方向性が認識されましたので、具体的な改訂文言を審議すべきと判断されます。</p> <p>なお、事業実施主体が当該国法令等に基づいて所定の文書を閲覧・複写に供し、更に JBIC/NEXI の在外事務所または日本国在外公館においても当該文書の閲覧・複写を実施することは、二重のコスト負担となるのみならず、プロジェクト実施主体の当事者意識を希薄化させかねないため、ニーズは認識されませんでした。</p>   |
| <p>11：融資（保険）契約締結後の情報公開の内容<br/>「融資 / 保険契約後に、環境チェックリストに基く環境社会配慮確認の結果及び当該事業の環境社会影響に関する融資 / 保険期間としての所見ないし環境審査結果を公開する」<br/>「環境レビュー結果には、(1)借入人 / 輸出者等と合意された主たる環境社会配慮上の対策、(2)ステークホルダーから提供された意見、懸念に対する事業者の対応と、当該対応に対する JBIC or NEXI の評価を含む」<br/>（現行条文）<br/>「JBIC（NEXI）は、融資（NEXI：保険）契約締結後、カテゴリ A、B 及び FI プロジェクト（NEXI：カテゴリ A 及び B に属するプロジェクト）については、環境レビュー結果を一般の閲覧に供することとし、ウェブサイト上で公開する。」<br/>（JBIC 第 1 部 5（2）・NEXI 6）</p> | <p>&lt; 1：改訂の方向性 &gt;<br/>本論点については、現行ガイドライン文言 における運用改善のニーズと認識しました。スクリーニング段階において特に留意が必要とされたポイント及びモニタリングすべき項目を中心に、現行公開している環境チェックレポートを拡充することを提案します。具体的には、重大で望ましくない影響が想定される影響項目についての判断については、その根拠を極力記載することを提案します。（内容によっては、借入人/プロジェクト実施主体者等の同意が前提となる）。また、主たるモニタリング項目についても、何故かかる項目についてモニタリングを要するかについての根拠を極力記載することとしたいと考えます（内容によっては、借入人/プロジェクト実施主体者等の同意が前提となる）。</p> <p>&lt; 2：提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>融資/保険契約後に、環境チェックリストに基づく環境社会配慮確認の結果及び当該事業の環境社会影響に関する融資/保険機関としての所見ないし環境審査結果を公開すべきです。<br/>環境レビュー結果には、(1)借入人/輸出者等と合意された主たる環境社会配慮上の対策、(2)ステークホルダーから提供された意見、懸念に対する事業者の対応と、当該対応に対する JBIC/NEXI の評価、を含むべきです。</p> <p>&lt; 3：主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>本論点について、その他環境審査を巡る諸状況の観点から、文言、運用を含む改善のニーズ及び方向性について検討を行いました。アカウントビリティ向上のため、環境社会配慮確認結果に関する融資/保険機関としての情報公開を拡充する必要性を認識しましたが、現行ガイドライン文言で既に規定されているところ、改訂に直結するニーズは認識されず、現行ガイドライン文言の運用として改善を図っていくことが適当です。借入人/輸出者等と合意された主たる環境社会配慮上の対策を明記することについては、金融機関に求められる機密保持との関係で契約書の内容を開示することについて実効性が認められませんでした。ただし、JBIC/NEXI として認識している要モニタリング項目について、現行よりも情報量を拡充して公表することは、アカウントビリティ向上の観点からその必要性が認識されました。結論として、本論点については運用改善のニーズまた方向性が認識されましたので、新ガイドラインの運用の中でこれらニーズ及び方向性を念頭に対応してまいります。</p> <p>なお、ステークホルダーから提供された意見、懸念に対する事業者の対応と、当該対応に対する JBIC/NEXI の評価については、情報提供者とプロジェクト実施主体者等の立場により、意見・見解が異なる等主観的要素を多く含み、融資・保険機関である JBIC・NEXI が収集した情報を公表すること自体が不適切な場合もあります。また、対応策の効果が直ぐに出ない場合等もあり、安易な説明を一般公開することは適切ではないと判断されます。</p> |
| <p>12：モニタリングに係る情報公開<br/>「カテゴリ A プロジェクトについて、事業者から入手した環境社会モニタリング報告書を入手次第速やかに公開する」<br/>「JBIC / NEXI が自らモニタリングを行った場合には、その結果を公開する」<br/>（現行条文）<br/>「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい。」</p>   | <p>&lt; 1：改訂の方向性 &gt;<br/>本論点については、改訂ニーズを認識します。<br/>具体的改訂内容としては、カテゴリ A のプロジェクトについて、プロジェクト実施主体もしくは現地国当局がモニタリング結果を現地で公開（公開前に現地当局の承認等を要するものであれば、当該承認等を経た後に公開）している場合、JBIC/NEXI においても以下のいずれかの方法で公開することを提案します。<br/>・実施主体もしくは現地国当局のウェブに掲載されている場合、当該サイトにリンクを張る。<br/>・JBIC/NEXI 自らのウェブサイトに掲載する。</p>  |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文   | 改訂の方向性   |
|--|--|
| <p>(JBIC 第 2 部 1 ( モニタリグ とフォローアップ ))(NEXI 別紙 1 ( モニタリグ とフォローアップ ))</p>   | <p>・文書の容量が膨大等の理由でウェブサイト上の掲載が不可能な場合、現行どおり入手状況をウェブで公開する。(公開場所 JBIC: 情報公開センター、NEXI: NEXI 本店)</p> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>           カテゴリ A プロジェクトについて、事業者から入手した環境社会モニタリグ報告書を入手次第速やかに公開するべきです。JBIC/NEXI が自らモニタリグを行った場合には、その結果を公開するべきです。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>           本論点について、その他環境審査を巡る諸状況及び実施状況確認(同追加情報提供を含む。以下同じ。)の観点から、改訂のニーズ及び方向性について検討を行いました。<br/>           JBIC/NEXI がどのような情報をもってモニタリグ確認を行っているかについてのアカウントビリティ向上を図るべく、現地側でのモニタリグ結果の JBIC/NEXI による公開の重要性が認識されました。<br/>           ただし、実施状況確認を踏まえれば、これら情報公開にあたっては、守秘義務や現地の制度的、文化的特徴への配慮、即ち、現地で公開されている限り(公開前に現地当局の承認等を要するものであれば、当該承認等を経た後に公開されている限り) JBIC/NEXI も公開するとの配慮が重要である点も認識されました。<br/>           結論として、上記、 の両立を図るべく、本論点については上記 1 の改訂を行うことが妥当と判断されました。<br/>           なお、JBIC/NEXI 自らのモニタリグ確認結果の公開については、現地側モニタリグ結果が公開されない場合具体的なモニタリグ内容にまで言及出来ないため、必ずしも実効性があるとは言えず、従って、ガイドラインの改訂ニーズまでは認められないとの判断に至りました。</p> |
| <p>13 : ステークホルダーからの意見への対応</p> <p>「プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地 NGO からの意見や懸念が表明された場合には、事業者の対応やこれに対する JBIC/NEXI の評価について回答するなど、適切な対応を取る」<br/>           (現行条文)</p> <p>「JBIC は、環境レビュー及びプロジェクトの監理において様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎する。」(JBIC 第 1 部 5 ( 1 ))</p> <p>「NEXI は、関係機関との情報交換に努めつつ、地域住民や現地 NGO を含むステークホルダーから提供される情報も活用して環境レビューを行う。」(NEXI 3 ( 3 ))</p>                                      | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;<br/>           本論点については、現行ガイドラインの運用改善のニーズと認識しました。</p> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>           プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地 NGO からの意見や懸念が表明された場合には、事業者の対応やこれに対する JBIC/NEXI の評価について回答するなど、適切な対応を取るべきです。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>           本論点について、その他環境審査を巡る諸状況及び実施状況確認(同追加情報提供を含む。以下同じ。)の観点から、改訂ニーズの検討を行いました。<br/>           JBIC/NEXI では従来から、プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地 NGO からの意見や懸念が表明された場合には、まずは正確な状況の把握、問題解決を最優先する観点で、その意見・懸念を借入人に伝達し、必要に応じて対応を促し、プロジェクト実施主体者の対応を確認してきています。その過程、またはその後において、JBIC/NEXI が意見/懸念表明者に直接回答すべき事項(=JBIC/NEXI の責任において回答できる事項)については、これまでも当然の行為として誠実な回答/応答に努めてきたものと認識しています。<br/>           JBIC/NEXI のこれまでの対応に不誠実な点があったという一部ご批判に対しては、これを真摯に受け止め、今後より一層、ガイドラインの着実なる履行を意識しつつ、誠意ある対応を心掛けて参る所存です。<br/>           結論としては、本論点について現行ガイドラインの運用の改善に努めていくべきと判断されます。</p>   |
| <p>14 : 環境社会配慮審査会の設置</p> <p>「常設の第三者機関を設置し、融資前の審査に当たっての助言を得ると同時に、融資承諾後の案件に関する環境社会配慮面での助言を得る」<br/>           (現行条文)</p> <p>「JBIC (NEXI) は、本ガイドラインに示された方針や手続が適切に実施され、ガイドラインの遵守が確保されるよう努める。」<br/>           (JBIC 第 1 部 7 ・NEXI 7 )</p> <p>「特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論の多いプロジェクトについては、アカウントビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。」<br/>           (JBIC 第 2 部 1 ( 基本的事項 ))(NEXI 別紙 1 ( 基本的事項 ))</p> | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;<br/>           本論点については、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>           常設の第三者機関を設置し、融資前の審査に当たっての助言を得ると同時に、融資承諾後の案件に関する環境社会配慮面での助言を得るべきです。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>           本論点について、その他環境審査を巡る諸状況及び他 ECA ガイドラインとの比較衡量の観点から、改訂ニーズを検討しました。<br/>           まず、その他環境審査を巡る諸状況についての基本認識として、審議の中で新 JBIC/NEXI の役割についての認識の共有に努めました。新 JBIC/NEXI は、常に他国企業との競争に晒されている日本企業の海外でのビジネスをサポートする役割を担うバイの金融機関であって、相手国の環境社会配慮の支援・キャパビルを行える立場の開発機関や、特定国の民間ビジネスをサポートする役割を負っていない国際機関とは異なるというのが基本認識です。<br/>           上記 の観点からは、プロジェクトへの関与のタイミングが開発機関に比べて遅く、かつ相手国の環境社会配慮の支援・キャパビルを行える立場ではない中では、「助言」への対応には自ずと制約があり、実効性は乏しいと判断されます。<br/>           同じく上記 の観点からは、様々な立場の人物で構成されるであろう第三者機関のメンバーが、結果的にプロセスを遅延させてしまう可能性を排除できず、従って時に機動的な対応を求められる民間ビジネスが阻害される恐れがあるため、この点でも新 JBIC/NEXI における制度としては適さないと判断されます。</p>   |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文  | 改訂の方向性   |
|---|--|
|   | <p>また、第三者機関に対して民間ビジネス上の機密情報を提供することは、情報漏洩リスクも抱えることとなるため、新 JBIC/NEXI の役割とは相容れないものと判断されます。</p> <p>時間をコストとして認識する民間ビジネスにおいては、第三者機関の関与はコストの増大であり、第三者機関の制度を持たない他国パイ機関が支援する各国企業との競争において不利になる等案件形成が阻害される蓋然性が高まります。従って、他 ECA ガイドラインとの比較衡量の観点からも、民間ビジネスをサポートする新 JBIC/NEXI の役割と相容れないものと判断されます。</p> <p>アカウントビリティ向上の必要性は認識しますが、その方法として第三者機関が必要であると判断するのは論理の飛躍を感じました。上記 ~ を踏まえれば、アカウントビリティはしかるべき情報公開及び異議申立制度でもって確保されるべきものであると認識します。</p> <p>結論として、本論点についての十分な改訂ニーズは認識されないものと判断されます。</p>  |
| <p>15：原材料調達の影響</p> <p>「原材料の調達を通じた環境社会影響の配慮についての記述をガイドラインに盛り込む」<br/>(現行条文)</p> <p>「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(検討する影響の範囲)」において、「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む」<br/>(JBIC 第 2 部 1 (基本的事項))(NEXI 別紙 1 (基本的事項))</p> | <p>&lt; 1：改訂の方向性 &gt;</p> <p>本論点については、現時点では、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>但し、現行ガイドライン条文の解釈を平易且つ明確にするため、(1)「合理的と考えられる範囲内」及び(2)「派生的・二次的な影響」を FAQ で具体的に記載する内容について、更に検討すべきと認識します。</p> <p>(1)「合理的と考えられる範囲内とは、当該プロジェクトと派生的・二次的な影響または累積的影響の生じる関連プロジェクトとの開発時期、位置関係、相互依存関係、両プロジェクト実施者の関係等の観点から総合的に判断するものです。」</p> <p>(2)「派生的・二次的な影響とは、当該プロジェクト実施に伴い必然的に生じる影響のうち、当該プロジェクトから直接には生じない、総じて当該 EIA では直接の評価対象としない影響を意味します。その範囲は多岐に及ぶため、該当するセクターや類型として一律に例示するものではありませんが、例えば原材料と加工設備の関係は相互に派生的・二次的な影響を及ぼす蓋然性の高い関係にあります。」</p> <p>&lt; 2：提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;</p> <p>原材料の生産・採掘は、自然資源の破壊や枯渇また地域社会との紛争等を招来するなど環境影響の大きい場合もあり、現行ガイドライン規定では例示・説明が不十分なため、原材料調達の影響を以下の通りガイドライン等で規定する必要があります。</p> <p>(1) 派生的・二次的な影響には、事業に必要な原材料の調達を通じた環境社会影響(例：紙パルプ生産施設に係る原料用チップ)が含まれることのガイドライン明記すること。</p> <p>(2) スクリーニングフォームに、必要な原材料調達の規模、生産地域等の項目を追加する。非鉄金属精錬、鉄鋼業、石油精製、紙・パルプ、その他一般工業、漁業・水産養殖等のセクターについて、その内容を記載すること。</p> <p>(3) 非鉄金属精錬、鉄鋼業、石油精製、紙・パルプ、その他一般工業、漁業・水産養殖等のセクターのチェックリストに、原材料調達に関する影響確認の項目を追加すること。</p> <p>&lt; 3：主要な検討ポイントと認識 &gt;</p> <p>本論点について、環境に関する国際的趨勢及び環境審査を巡る諸状況の観点から、改訂ニーズを検討しました。</p> <p>本提案内容自体は、他 EIA また国際金融機関が規定せぬ一方、現行ガイドラインは包括的に規定しているため、本論点検討のポイントは、改訂ニーズの原材料調達に伴う環境影響確認を行うべき場合を、如何に規定するかにあると認識しました。</p> <p>原材料調達に伴う環境影響は、上記 2 の如く時に大きい場合もある一方、(1)大きさはセクター等個々に異なる、(2)原材料加工段階が調達段階より影響が大きい場合もある、(3)事業者また借入人/輸出者等のレバレッジが機能し難い場合がある、等の要因が並立し、派生的・二次的な影響の唯一の例示とすることは、現行ガイドライン解釈を平易且つ明確に行う趣旨からむしろ外れる懸念が払拭し得ぬものと認識しました。</p> <p>また、派生的・二次的な影響の確認は、「契約の対象となるプロジェクトについての」「プロジェクト実施主体者による環境社会配慮」を確認対象とする現行ガイドラインの例外則を包含しており、全案件に一律に適用されるスクリーニングフォームまたチェックリストに規定することは必ずしも適切ではないと認識しました。</p> <p>しかしながら、現行ガイドライン規定に平易且つ明確ではない箇所が存在することが、本提案ニーズの一つにあることに鑑み、何らかの対応を要すべきと認識しました。</p> <p>その他、環境に関する国際的趨勢及び環境審査を巡る諸状況以外の観点からは特段の改訂ニーズは提起・認識されませんでした。</p> <p>結論として、上記 2 趣旨自体への改訂ニーズは現時点では認識されませんでした。現行ガイドライン条文の平易且つ明確な解釈の観点から、上記 1 について更に検討すべきと判断されます。</p> |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文  | 改訂の方向性   |
|---|--|
| <p>16：林産業部門における森林認証の取得の奨励・要求<br/>「林産業部門における森林認証の取得を奨励・要求する規定をガイドラインに盛り込む」<br/>(直接に対応する現行条文なし)</p>   | <p>&lt; 1：改訂の方向性 &gt;<br/>本論点については、改訂ニーズを認識します。<br/>具体的改訂内容として、以下の通り提案します。<br/>(1) 現行ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」に新たに「生態系及び生物相」の項目を設け、その1項として「産業規模の商業伐採を伴うプロジェクトでは、森林の違法伐採は回避されなければならない。違法伐採回避を確実にする一助として、プロジェクト実施主体者による、森林認証の取得を奨励する。」を規定する。<br/>(2) 現行チェックリストのうち「林業」について、「プロジェクトは森林の違法伐採が行われていないか、あるいは森林認証の取得が行われているか」を規定する。<br/>(注：本提案は、他論点における改訂ニーズについて何ら言及するものではありません。)</p> <p>&lt; 2：提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>森林資源の枯渇が大きく進む中、とりわけ林産業部門における森林の持続可能性を確保するニーズは大きく、このため、森林認証の取組みが国際的に広がっています。<br/>上記2 の国際的趨勢を背景に、世銀 SP 及び IFC-PS また一部民間銀行ガイドラインでも、産業規模の商業伐採における森林認証の取得・奨励が規定されています。<br/>上記2 を踏まえ、少なくとも森林認証の奨励について規定することが必要です。</p> <p>&lt; 3：主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>本論点について、環境に関する国際的趨勢及び他機関ガイドラインとの比較衡量の観点から、改訂ニーズを検討しました。<br/>まず、環境に関する国際的趨勢の観点から、提案内容の根幹は森林資源保護と認識、事業における持続可能性の担保また違法伐採の排除に改訂ニーズを認識しました。事業における持続可能性担保は「林業」セクターの環境社会配慮確認の基本であるところ、特に違法伐採の排除を改訂ニーズと認識しました。<br/>次に、他機関ガイドラインとの比較衡量について、国際基準として適用を進める世銀 SP 及び IFC-PS が規定する森林認証の取得・奨励について、違法伐採の排除における森林認証の有効性を認識する一方、現地法令遵守等を通じ森林認証に拠らぬ違法伐採排除が相当規模実現されている現状に鑑み、森林認証の取得をガイドラインで義務付けることは現時点では十分な改訂ニーズと認識するに至らなかった一方、森林認証取得を奨励には十分な改訂ニーズが認識されました。<br/>その他、環境に関する国際的趨勢、他機関ガイドラインとの比較衡量以外の観点からの特段の改訂ニーズは提起・認識されませんでした。<br/>結論として、本論点についての改訂のニーズまた方向性が認識された内容について、上記1 の提案に基づき審議すべきと判断されます。<br/>なお、森林認証をその一とする民間認証については、多数の分野で複数の認証制度が並立する一方、コモンアプローチまた他 ECA ガイドラインにおいても当該国基準の遵守と国際基準の適用を原則とする現状を鑑みる限り、これを歓迎また支援する特段の必要性は認識されませんでした。つまり、森林認証の奨励を改訂ニーズと認識した理由は世銀 SP 及び IFC-PS での規定に拠るものであり、民間認証全体また森林認証自体に改訂ニーズを認識したものではないことを付言します。</p> |
| <p>17：保護価値の高い森林（HCVF）の転換を行うべきではない<br/>「保護価値の高い森林（生態系）の転換を禁じる規定をガイドラインに盛り込む」<br/>(直接に対応する現行条文なし)</p> | <p>&lt; 1：改訂の方向性 &gt;<br/>本論点については、改訂ニーズを認識します。<br/>具体的改訂内容として、以下の通り提案します。<br/>(1) ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」に新たに「生態系及び生物相」の項目を設け、その1項として「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない。」を規定する。<br/>(2) FAQ に、重要な自然生息地の定義（世銀 OP4.04 AnnexA 第1条(b)項）及び重要な森林の定義（世銀 OP4.36 AnnexA 第1条(c)項）に関する内容を追加する。<br/>(本提案内容は、追加論点6「生態系の保全」と共通となっています。)</p> <p>&lt; 2：提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>森林生態系が世界的に危機的な状況にあります。必ずしも保護価値の高い森林が当該国行政による保護指定を得られず又は恣意的な運用を受ける</p>   |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文   | 改訂の方向性   |
|--|--|
|  | <p>場合もあります。<br/>このため、保護価値の高い森林の保全をガイドラインで規定する必要があります。<br/>保護価値の高い森林の規定については、世銀また IFC が規定する重要な自然生息地また森林の概念がありますが、HCVF（保護価値の高い森林）概念は、より明確かつ確立した評価手法を擁しており、これを適用することが適切と考えられます。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>本論点について、環境に関する国際的趨勢及び他機関ガイドラインとの比較衡量の観点から、改訂ニーズを検討しました。<br/>生態系の危機的な状況については、乱開発のみならず地球温暖化等の複合的な要因による深刻化は、一般に認識されるものと思われま。このため、生態系や生物多様性等に重要な地域の保全に関する規定の明確化は、本論点同旨の追加論点 6「生態系の保全」も含め改訂ニーズが認識されます。<br/>他機関ガイドラインにおいても、世銀 SP が自然生息地及び森林に各々 1 章を設け、重要な自然生息地及び重要な森林での著しい転換または劣化を伴うべきではないことを規定しており、同規定を準用することが改訂ニーズの具体化と認識されます。<br/>HCVF 概念については、国際基準適用を標榜する ECA として、世銀 SP に当該規定が存し且つ他同旨規定と同等程度の場合、世銀 SP の選択が適切と認識します。<br/>その他、環境に関する国際的趨勢、他機関ガイドラインとの比較衡量以外の観点からの特段の改訂ニーズは提起・認識されませんでした。<br/>結論として、本論点についての改訂のニーズまた方向性が認識された内容について、上記 1 の提案に基づき審議すべきと判断されます。</p>  |
| <p>18：地域住民等との協議</p> <p>「主要な環境社会配慮に関する文書の作成過程で行われた協議について、現地の言論の自由の保障状況など公正な協議を担保する条件に配慮しながら、協議の開催時期・場所、参加者、進行方法、主要なステークホルダーの意見とこれに対する対応など協議の実施状況を審査し、協議が適切に実施されたか否かを確認する」</p> <p>「協議の前提として、当該国内及びプロジェクト対象地域における言論の自由、集会の自由及び知る権利が実質的に保障されていることを確認する」</p> <p>「当該国内及びプロジェクト対象地域における地域住民等の自由な意志による参加を妨げる状況が存在する場合には、実施主体が当該障害を除去するための適切な配慮を行ったことを確認する」</p> <p>( 現行条文 )</p> <p>「( 協議 ) 協議会の記録。影響を受ける人々、地元の NGOs、及び規制当局が情報を与えられた上で有する見解を得るために行われた協議の記録も含む。」</p> <p>( JBIC 第 2 部 1 ( 基本的事項 ) )( NEXI 別紙 1 ( 基本的事項 ) )</p> | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;<br/>本論点については、現時点では、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>現行ガイドライン上、早期の段階から情報が公開された上で、ステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクトに十分に反映されることが必要とされていますが、運用において、必ずしもこの趣旨が活かされていません。<br/>協議が行われていたとしても、示された質問や懸念に対し回答もなく、EIA 等にも反映されていないケースもあります。<br/>同時に、間接的な影響を受けることが予想される住民がステークホルダーとしてみなされていないこともありました。<br/>、 、 より、協議の形骸化を防ぎ、プロジェクトのステークホルダーの権利を確保するために、適切な協議を審査し、実施状況を確認することをガイドラインに規定すべきです。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>本論点について、その他環境審査を巡る諸状況及び実施状況確認(同追加情報提供を含む。以下同じ。)の観点から、改訂ニーズを検討しました。<br/>現行ガイドラインでは、プロジェクトの早期の段階から「地域住民等のステークホルダーとの十分な協議」について規定しており、環境レビューにおいても、( 地域住民等との協議における ) 開催時期・場所、参加者、進行方法、主要なステークホルダーの意見とこれに対する対応など協議の実施状況、更には情報公開、社会的弱者への配慮、プロジェクトに対する苦情処理メカニズムについて、EIA 添付記録等の書面や現地実査等を通じ、確認しています。<br/>上記確認を通じ、仮にプロジェクトが環境に望ましくない影響を及ぼすと認められる場合には、プロジェクト実施主体者等に対して適切な環境社会配慮がなされるよう働きかける等、これまで誠実な対応に努めてきたものと認識しております。なお、JBIC/NEXI は、場合によっては融資承諾・保険内諾しない等の対応を行うこともあります。<br/>これまでの対応に必ずしも十分でない見えるものもあつたことご批判に対しては、これを真摯に受け止め、今後も注意深い運用に努めて参る所存です。<br/>結論として、本論点についての改訂ニーズは、十分に認識されないものと判断されます。</p> |
| <p>19 - 1 : 社会的合意の形成</p> <p>「ステークホルダー分析」</p> <p>「ステークホルダーとの協議について、事業に抛り直接的または間接的に影響を受ける住民や発言力の弱い社会層など、協議を意識的に行うべきステークホルダーに関する分析を踏まえて行う」</p> <p>( 現行条文 )</p> <p>「環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されなければならない。」</p> <p>( JBIC 第 2 部 1 ( 基本的事項 ) )( NEXI 別紙 1 ( 基本的事項 ) )</p>  | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;<br/>本論点については、現時点では、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>ステークホルダーとの協議が、合法的な用地取得対象者等の一部のステークホルダーのみを対象としたケースが見られます。<br/>ステークホルダーとの協議は、少なくとも、プロジェクトによって直接的・間接的に影響を受ける住民を対象にしなければならないと考えます<br/>また、協議が形式的なものにとどまり、ステークホルダーによっては、十分にプロジェクトによる影響を理解していないケースがあります。<br/>、 、 より、プロジェクトの環境社会影響を十分踏まえたステークホルダーの特定を行い、それぞれの社会的特性に留意した協議を執り行うことをガイドラインに明記すべきです。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;</p>   |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文   | 改訂の方向性   |
|--|--|
|  | <p>本論点について、その他環境審査を巡る諸状況等の観点から、改訂ニーズを検討しました。</p> <p>環境アセスメントは、現地国法制度に基づき実施され、ステークホルダーの範囲も、当該制度の下で、個々のプロジェクトの内容や周辺状況等を勘案しつつケースバイケースで検討されるものです。</p> <p>実際の環境レビューにおいても、現地法制度上の住民（社会的弱者、不法住民等）に係る規定、及び地域住民等との協議結果の内容等を通じて確認していると認識しております。</p> <p>これまでの対応に必ずしも十分でないと思われるものもあったとのご批判に対しては、これを真摯に受け止め、今後も注意深い運用に努めて参る所存です。</p> <p>結論として、本論点についての改訂ニーズは、十分に認識されないものと判断されます。</p>  |
| <p>19 - 2 : 社会的合意の形成</p> <p>「ステークホルダーとの協議の記録」</p> <p>「環境社会配慮に関する主要な文書の作成段階で行われたステークホルダーとの協議の実施状況、ステークホルダーからの主要な意見とこれに対する対応状況は、各環境社会配慮に関する主要な文書の一部として添付し、公開する」</p> <p>(現行条文)</p> <p>「環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開されたうえで、地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されていなければならない。」</p> <p>(JBIC 第 2 部 1 ( 基本的事項 )) ( NEXI 別紙 1 ( 基本的事項 ))</p> | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;</p> <p>本論点については、現時点では、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;</p> <p>現行ガイドラインにおいて、カテゴリ A の環境アセスメント報告書について協議記録が含まれることが望ましいとされており、他の協議記録の公開は義務付けられておりません。</p> <p>協議の適切な実施を確保し、ステークホルダーからの意見への対応状況を明かにする他、これらに関する情報は、主要な環境社会配慮に関する文書の一部として添付された上で公開されるということをガイドラインで規定すべきです。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;</p> <p>本論点について、その他環境審査を巡る諸状況等の観点から、改訂ニーズを検討しました。</p> <p>現行ガイドライン上、協議記録を「EIA 報告書には、別表に示す事項が記述されていることが望ましい」( 第 2 部 2 . / 別紙 2 ) とされ、「EIA 報告書には以下の項目が含まれるべきである」( 別表 ) と規定しております。</p> <p>EIA 以外については、当該国で作成、公開されている協議録であれば JBIC/NEXI としても対応しますが ( 論点 9 における &lt; 改訂の方向性 &gt; の延長線上の取扱 ) 現地国の法制度、個々のプロジェクトの内容等により異なる中、ガイドラインに一律に記載するのは現実的ではないと考えます。</p> <p>結論として、本論点についての改訂ニーズは、十分に認識されないものと判断されます。</p> |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文  | 改訂の方向性  |
|---|---|
| <p>20 - 1 : 非自発的住民移転<br/>「再取得価格による補償」<br/>「非影響住民が、移転前の生活水準を少なくとも維持できるように、土地及びその他資産の喪失に対する「完全な再取得価格」を補償する」<br/>「当該国の法制度上完全な再取得価格による補償が補償されておらず、又は当該国において実態上完全な再取得価格による補償が行われていない場合は、再取得価格による補償を確保するための追加的な措置が法的拘束力ある文書として、合意させ、融資 / 保険契約等に盛り込む」<br/>「「完全な再取得価格」算定のため、市場価格調査が実施される」<br/>(現行条文)<br/>「環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開されたうえで、地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されていなければならない。」<br/>(JBIC 第 2 部 1 ( 基本的事項 )<br/>(NEXI 別紙 1 ( 基本的事項 ))<br/>「非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めなければならない。このような検討を経て回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。」<br/>「非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体者等により適切な時期に与えられなければならない。プロジェクト実施主体者等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による ( 土地や資産の損失に対する ) 損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。」<br/>「非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。」<br/>(JBIC 第 2 部 1 ( 非自発的住民移転 ))(NEXI 別紙 1 ( 非自発的住民移転 ))</p> | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;<br/>本論点については、「再取得価格による補償」という概念についてキーワードとしての改訂ニーズを認識する一方、ガイドラインとしての十分な実効性ある形での規定化について、以下のポイントに関する更なる検討を行った上でより具体的な改訂案文につなげるべきであると認識します。<br/>(1) 当該国法令に則した補償内容として、土地等の代物弁済、移転後の生計支援、等を含めた形での生計回復を計画しており、厳密な意味での再取得価格による補償が計画されていない場合の対応またこれに則した規定文言。<br/>(2) JBIC / NEXI の環境審査実施段階で、移転及び補償が当該国法令に則し完了しており、事後遡及が困難な場合の対応またこれに則した規定文言。<br/>(3) 上記(1)(2)へのフォローアップとして位置付けられる追加的措置の融資契約等を通じた確保を、一律に要求することの現実的実効性またこれに則した規定文言。<br/>また、市場価格調査の実施については、現時点では十分な改訂ニーズは認識されませんでした。<br/>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>現行 JBIC / NEXI ガイドラインは、「十分な補償」具体的な内容の例示として「(土地や資産の損失に対する) 損失補償」「移転に要する費用等の支援」を規定しているが、「十分な補償」の具体的基準や算定手法等が不明確であり、「以前の生活水準や収入機会の改善、回復」の実現に至らぬ一因となっています。<br/>このため、具体的基準としての「完全な再取得価格の補償」を規定するとともに、算定手法としての「市場価格調査の実施」また補完策として「当該国における完全な再取得価格での補償が行われていない場合の、追加措置の融資契約等への盛り込み」が必要です。<br/>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>本論点について、他機関ガイドラインとの比較衡量の観点及びその他環境を巡る諸状況の観点から、改訂ニーズを検討しました。<br/>「十分な補償」という現行ガイドライン文言について、非自発的住民移転に係る環境社会配慮の重要ポイントと認識され且つ世銀 OP 及び IFC-PS 何れもが規定する「再取得価格による補償」という趣旨の明確化は、改訂ニーズを認識するものです。<br/>他方、上記 1 (1)(2)等の状況、国際金融機関との比較における JBIC / NEXI 等 ECA の当初からの関与可能性等の限界性まで勘案した場合、「再取得価格による補償」をガイドラインで一律に要求することには十分な実効性を欠くとの懸念も認識されるどころ、更なる審議を要するものと判断します。<br/>また、再取得価格による補償を担保する措置としての「当該国における完全な再取得価格での補償が行われていない場合の、追加措置の融資契約等への盛り込み」については、移転補償費用は国際金融機関 ( 低利ローンの対象 ) と異なり JBIC / NEXI では顧客固有負担であり、国際競争下での本邦企業支援という JBIC / NEXI ミッションを勘案すれば、国際基準としての適用を進めるスタンスあるところ、ガイドラインで規定し一律に要求することには現時点では十分な改訂ニーズは認識されないものと判断します。<br/>市場価格調査については、世銀 OP また IFC-PS における再取得価格の規定において明示されるものであり、再取得価格を算定する上での有効な概念とは認識されます。他方、市場価格という概念は各国法令等で共有されるものではなく、独自調査の限界、また、上記 3 等も勘案するならば、ガイドラインで規定し一律に要求することには現時点では十分な改訂ニーズは認識されないものと判断します。<br/>その他、他機関ガイドラインとの比較衡量及びその他環境を巡る諸状況以外の観点からの特段の改訂ニーズも提起・認識されませんでした。<br/>結論として、本論点についての改訂のニーズまた方向性が認識された内容について、上記 1 に基づき更に検討すべきと判断されます。</p> |
| <p>20 - 2 : 非自発的住民移転「事前の補償」<br/>「非自発的住民移転を伴うプロジェクトについては、十分な補償及び支援策が、移転前に与えられなければならない」<br/>(現行条文については、20 - 1 参照)</p>   | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;<br/>本論点については、改訂ニーズを認識します。<br/>具体的改訂内容として、現行 JBIC / NEXI ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」「非自発的住民移転」第 2 項について「非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、プロジェクト実施主体者等により、十分な補償が原則移転より事前に、十分な支援が適切な時期に、各々与えられなければならない。」とすることを提案します。<br/>(注：本提案は、他論点における改訂ニーズについて何ら言及するものではありません。)<br/>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>移転に対する補償金支払時期は、現行ガイドラインでは「適切な時期」と規定されているが、移転より事前であることを明確化すべきです。<br/>移転者に対する支援策は、一律ではないにせよ、必要な内容は移転より事前であるべきです。<br/>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>本論点について、他機関ガイドラインとの比較衡量の観点及びその他環境を巡る諸状況の観点から、改訂ニーズを検討しました。</p>  |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文   | 改訂の方向性   |
|--|--|
|  | <p>「(補償及び支援の)適切な時期(での実施)」という現行ガイドライン文言について、非自発的住民移転に係る環境社会配慮の重要ポイントと認識され且つ世銀 OP 及び IFC-PS 何れもが規定する「事前の補償」という趣旨の明確化は、改訂ニーズを認識するものです。</p> <p>他方、国際金融機関との比較における JBIC/NEXI 等 ECA の当初からの関与可能性等の限界性(不可逆性の問題)は、「事前の補償」という時間軸を規定する本論点において配慮すべき観点と認識します。</p> <p>このため、「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」の各内容自体が「原則とする」と規定されていますが、更に「原則事前の補償」と規定することが、当該趣旨を関係者に広く平明に伝えられるものと判断します。</p> <p>また、移転者に対する支援については、移転後に行うことがむしろ適切な内容もあるところ、「適切な時期」との現行ガイドライン文言を引き続き使用することが適切と認識します。</p> <p>その他、他機関ガイドラインとの比較衡量及びその他環境を巡る諸状況以外の観点からの特段の改訂ニーズも提起・認識されませんでした。</p> <p>結論として、本論点についての改訂のニーズまた方向性が認識された内容について、上記 1 の提案に基づき審議すべきと判断されます。</p>  |
| <p>20 - 3 : 非自発的住民移転「移転・補償合意文書」</p> <p>「非自発的住民移転を伴う移転・補償の合意にあたっては、対象者は移転及び補償内容に対する合意書の内容を理解していなければならない」</p> <p>「合意書は、対象者に渡されていなくてはならない」</p> <p>(現行条文については、20 - 1 参照)</p> | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;</p> <p>本論点については、提案内容自体への改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>但し、移転対象者が移転及び補償の内容を十分理解した上で合意すべきとの提案趣旨については、論点 20 の改訂ニーズを検討する上での勘案するものと認識します。</p> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;</p> <p>移転対象者が移転及び補償の内容を不十分な理解のままに合意に至る場合があるので、合意内容を後に確認するために、合意書あるいは移転また補償の内容を明記した書類が対象者に渡されるべきです。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;</p> <p>本論点について、その他環境審査を巡る諸状況の観点から、改訂ニーズを検討しました。</p> <p>まず、移転対象者が移転及び補償の内容を十分理解して合意するインフォームド・コンセントの重要性について、異論なく認識されました。</p> <p>他方、インフォームド・コンセントを確保する手段としては、合意書の手交自体は最終的手続であり、むしろ論点 20 すなわち住民移転計画、移転に関する情報公開と住民協議、あるいは苦情申立制度等の各プロセスを通じた十分な情報を提供する仕組みの確保に改訂ニーズがあるものと認識されました。</p> <p>その他、その他環境審査を巡る諸状況以外の観点からの特段の改訂ニーズも提起・認識されませんでした。</p> <p>結論として、本論点についての十分な改訂ニーズは、現時点では認識されないものと判断されます。</p> <p>なお、本論点についての十分な改訂ニーズを認識しないことが、合意書手交の軽視また合意書手交という形式要件さえあれば十分な情報を提供する仕組みを問わないことを意味するものでは何らならないことが、本論点検討を通じ合わせ認識されました。</p> |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文   | 改訂の方向性   |
|--|--|
| <p>20 - 4 : 非自発的住民移転「住民移転計画」</p> <p>「非自発的住民移転を伴うプロジェクトには、以下を含む住民移転計画が策定されなければならない」</p> <p>事業概要</p> <p>住民移転に係る基本方針及び法制度</p> <p>影響の規模・内容</p> <p>社会的に脆弱な被影響住民の規模と内容</p> <p>被影響住民の社会経済的状況に関する調査結果</p> <p>非自発的住民移転による影響を最小化するような代替案の検討</p> <p>市場価格調査に係る計画</p> <p>補償に係る基本方針、法制度、補償受給対象者の定義、喪失する資産、補償方法、カット・オフ・デート</p> <p>補償以外の手当</p> <p>代替地、代替農地が用意される場合は、その確保状況、整備計画。用意されない場合は、その理由</p> <p>生活維持・向上のための施策</p> <p>実施体制・スケジュール</p> <p>住民説明・協議及び公開：現在までの状況、主たる意見とその対応、今後の計画</p> <p>モニタリング手法、項目・指標、期間、頻度、実施体制</p> <p>被影響住民がアクセスできる苦情申立・紛争解決の手続</p> <p>予算</p> <p>被影響住民との協議記録</p> <p>(現行条文については、20 - 1 参照)</p> | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;</p> <p>本論点については、改訂ニーズを認識します。</p> <p>具体的改訂内容として、(1)現行 JBIC / NEXI ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」「非自発的住民移転」に新たに以下の項(*)を追加するとともに、(2)別添として世銀 OP4.12-AnnexA に基づく「大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトのための住民移転計画書(含まれることを原則とする内容)」を追加することを提案します。</p> <p>(注：本提案は、他論点における改訂ニーズについて何ら言及するものではありません。)</p> <p>*：追加項「大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、上記に言う「対策」が住民移転計画書(詳細別紙 参照)という形で作成されなければならない。」</p> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;</p> <p>住民移転計画は、非自発的住民移転に関する環境社会配慮を講じる上での重要な計画であり、現行(JBIC)ガイドラインでも作成すべきものと規定されています。</p> <p>他方、個別具体的な内容は、世銀 OP また IFC-PS では Annex で規定されていますが、現行 JBIC/NEXI ガイドラインは同様の内容が含まれておらず、関係者は具体的対応が不明確と感じる場合もあることから、同様の明確な規定が必要です。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;</p> <p>本論点について、他機関ガイドラインとの比較の観点及びその他環境審査を巡る諸状況の観点から、改訂ニーズを検討しました。</p> <p>上記 の 2 つの観点から、(1)上記 2 に関し NEXI ガイドラインにも住民移転計画に関する記述を規定すること、(2)上記 2 も踏まえ JBIC/NEXI ガイドラインに住民移転計画の具体的な内容を規定する別紙を加えることへの改訂ニーズは認識されました。</p> <p>但し、上記 2 の内容の一部に世銀 OP また IFC-PS に規定されない、独自提案が含まれていましたが、各事業者に一律に要求する実効性の観点から、基本的に世銀 OP 及び IFC-PS に規定される内容と一致させるものと判断します。</p> <p>その他、他機関ガイドラインとの比較及びその他環境審査を巡る諸状況以外の観点からの特段の改訂ニーズも提起・認識されませんでした。</p> <p>結論として、本論点についての改訂のニーズまた方向性が認識された内容について、上記 1 の提案に基づき審議すべきと判断されます。</p> |
| <p>20 - 5 : 非自発的住民移転「情報公開と協議」</p> <p>「非自発的住民移転又は生計手段の喪失を伴うプロジェクトについて、以下の要件を満たす」</p> <p>「要件を満たすべく、融資 / 保険契約など法的合意を通じて、以下の文書の公開・配布は確保される」</p> <p>住民移転計画のドラフトが公開され、影響住民との協議が行われていること。</p> <p>住民移転に関する重要な情報(事業概要、補償に係る基本方針、補償受給対象者の定義、喪失する資産、補償方法、カット・オフ・デート、補償以外の手当、代替地に関する情報、生計回復計画、住民との協議の計画、苦情申立・紛争解決の手続)について、住民移転計画のドラフト段階で、影響を受ける地域住民が理解できる言語及び様式による書面が作成され、世帯毎に配布されること。なお、書面による理解が困難な場合には他のコミュニケーション手段を用いること。</p> <p>住民移転計画の最終版及び詳細設計やプロジェクト内要の変更を経て変更された版が公開されること。これらの版に基づき、住民移転に関する重要な情報については、影響を受ける地域住民が理解できる言語及び様式による書面が作成され、世帯毎に配布されること。</p> <p>(現行条文については、20 - 1 参照)</p>                  | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;</p> <p>本論点については、改訂ニーズを認識します。</p> <p>具体的改訂内容として、現行 JBIC / NEXI ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」「非自発的住民移転」に新たに以下の項「大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、上記に言う「対策」が住民移転計画書(詳細別紙 参照)という形で作成されなければならない。住民移転計画書は移転住民等の当該地域のステークホルダーに対して公開され、これに基づく協議が行われるべきである。協議に際しては、住民移転計画書の内容が移転住民等の当該地域のステークホルダーに十分理解できるよう説明されるべきである。」を追加することを提案します。</p> <p>(注：本提案は、論点 20 改訂案に、新たに下線部を加筆したものです。)</p> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;</p> <p>現行 JBIC / NEXI ガイドラインの「影響を受ける人々やコミュニティの(移転・補償に係る対策の立案、実施、モニタリングへの)適切な参加」との規定趣旨を具体的に明確化するため、住民移転計画のドラフト版から最終版までの協議と公開、また、住民移転に関する重要な情報が地域住民に理解可能な形で提供されることを規定すべきです。</p> <p>また、上記 2 の規定を担保するため、これらの公開・協議は JBIC 融資契約 / NEXI 保険契約を通じて規定されるべきです。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;</p> <p>本論点について、他機関ガイドラインとの比較の観点及びその他環境審査を巡る諸状況の観点から、改訂ニーズを検討しました。</p> <p>住民移転計画が非自発的住民移転及びその補償について十分機能する上で、移転住民等の地域ステークホルダーへの公開・協議を通じ計画内容が十分理解されることを要件とすることは、世銀 OP4.12 の当該規定に則す範囲において、改訂ニーズが認識されました。</p> <p>他方、提案個々の仔細内容については、国際金融機関との比較における JBIC / NEXI 等 ECA の当初からの関与可能性等の限界性(不可逆性の問題)を鑑みれば、十分な実効性を確保しえぬところ、改訂ニーズを認識するには至りませんでした。</p> <p>また、各提案内容を担保するため、当該規定を JBIC 融資契約 / NEXI 保険契約に盛り込むとの提案についても、不可逆性の問題を鑑みれば、十分な実効性を確保しえぬところ、改訂ニーズは認識されませんでした。</p>          |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文  | 改訂の方向性   |
|---|--|
|   | <p>その他、他機関ガイドラインとの比較及びその他環境審査を巡る諸状況以外の観点からの特段の改訂ニーズも提起・認識されませんでした。結論として、本論点についての改訂のニーズまた方向性が認識された内容について、上記 1 の提案に基づき審議すべきと判断されます。</p>  |
| <p><u>20 - 6 : 非自発的住民移転「苦情処理メカニズム」</u><br/>「非自発的住民移転又は生計手段の喪失を伴うプロジェクトにおいては、影響を受ける地域住民からの苦情を受け付け、対処を行うメカニズムが設置されていなければならない。」<br/>「当該苦情処理メカニズムは、プロジェクト実施主体から独立していることが望ましい」<br/>(現行条文については、20 - 1 参照)</p> | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;<br/>本論点については、改訂ニーズを認識します。<br/>具体的改訂内容として、現行JBIC/NEXIガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」「非自発的住民移転」第3項について「非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。また、移転対象住民及び移転関係コミュニティからの苦情の受付・対応が可能なメカニズムが設置されるべきである。」とすることを提案します。<br/>(注：本提案は、他論点における改訂ニーズについて何ら言及するものではありません。)</p> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>非自発的住民移転またこれに係る生計回復への対応は複雑また困難な要素も内包していることに鑑み、被影響住民からの苦情を受け付け、対処を行うメカニズムの設置を規定すべきです。<br/>上記のメカニズムは、当該苦情が事業実施者と被影響住民との利害相反に起因する蓋然性が少なくない点に鑑み、事業実施者から独立した中立性・客観性を有することが望ましいです。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>本論点について、他機関ガイドラインとの比較の観点及びその他環境に関する国際的趨勢の観点から、改訂ニーズを検討しました。<br/>上記 2 については、現行ガイドライン規定は影響を受ける住民またコミュニティの適切な参加を規定しているところ、苦情というネガティブな問題も概括的に含まれており、これを世銀 OP 及び IFC-PS 何れもが規定する「苦情対応メカニズム」という趣旨で明確化することには、改訂ニーズを認識するものです。<br/>上記 2 については、当該メカニズムが苦情に対して中立的・客観的な対応を行うことが望ましいことではありますが、我が国等の先進国においても同種メカニズムは司法制度の他には恒常的には存しないことが一般的であり、関係者も限定的な個々のプロジェクトにおいて、国際基準ですら要求しない独立メカニズムを一律に確保することは困難であるところ、改訂ニーズは認識されませんでした。<br/>その他、他機関ガイドラインとの比較及びその他環境に関する国際的趨勢以外の観点からの特段の改訂ニーズも提起・認識されませんでした。結論として、本論点についての改訂のニーズまた方向性が認識された内容について、上記 1 の提案に基づき審議すべきと判断されます。</p> |
| <p><u>20 - 7 : 非自発的住民移転</u><br/><u>「社会的弱者に対する特別な配慮」</u><br/>「非自発的住民移転にあたっては、社会的弱者（女性、子ども、老人、貧困層、先住民族等）に対し、特別な配慮がなされなければならない」<br/>(現行条文については、20 - 1 参照)</p>  | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;<br/>本論点については、提案内容自体への改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>社会的経済的また権利主張の機会が劣化する蓋然性が一般に高めと思われる社会的弱者は、移転対象者となった場合の影響が総じて大きいと思われるので、現行ガイドラインが包括的に社会的弱者への配慮を規定していることに加え、非自発的住民移転の項目でも改めて社会的弱者への特別な配慮を規定すべきです。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>本論点について、他機関ガイドラインとの比較の観点及びその他環境審査を巡る諸状況の観点から、改訂ニーズを検討しました。<br/>現行ガイドライン規定は、「社会的な弱者に対する適切な配慮」を包括的に規定しており、世銀 OP 等の国際基準に劣後するものではないと認識します。また、現行ガイドライン「非自発的住民移転」では「(被影響住民に対する)十分な補償及び支援」が規定されており、提案内容は現行ガイドラインにおいて十分満たされているものと認識します。<br/>また、審議においては(1)「現行ガイドラインが規定する内容でも、より明確に規定することには意義がある」(2)「社会的弱者への特別な配慮」という表現を以って当該国制度をより適切に導ける」との趣旨の発言もありましたが、以下の認識です。<br/>(1) 現行ガイドライン規定内容の明確化は、国際基準適用の観点からの主要項目の明記、または、現行ガイドラインが不明確であるが故の実施状況上の問題の発生といった具体的な理由を伴う場合に行われるべきである。<br/>(2) JBIC/NEXI ガイドラインは、一義的には当該国法令遵守を要求するものであり、各国において多様な社会的弱者へのアプローチが存する中で、漠然とした思想・信条を以って、他国内政に容喙すべきではない。<br/>その他、他機関ガイドラインとの比較及びその他環境審査を巡る諸状況以外の観点からの特段の改訂ニーズも提起・認識されませんでした。</p>  |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文  | 改訂の方向性   |
|---|--|
|   | <p>結論として、本論点についての十分な改訂ニーズは、現時点では認識されないものと判断されます。</p>   |
| <p>21 - 1 : 先住民族</p> <p><u>「依拠すべき国際条約・宣言と基本原則」</u></p> <p>「当該プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族の権利に関する国連宣言及び ILO169 号条約等の先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、先住民族の伝統的な領域における生活様式及び文化を発展する権利が尊重され、その基盤となる土地、領域、及び資源に対する先住民族の権利が認知される」</p> <p>(現行条文)</p> <p>「プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。」</p> <p>(JBIC 第 2 部 1 (先住民族))(NEXI 別紙 1 (先住民族))</p> | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;</p> <p>本論点については、現時点では、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>但し、現行ガイドライン規定の主旨・解釈を平易且つ明確にすることを主眼とし、以下の通り提案します。</p> <p>(1) 現行ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」「先住民族」を新たに 3 項構成とし、第 3 項を以下の通り規定する。(註：下線部は現行条文。)</p> <p>「先住民族のための対策を講じるに際しては、<u>先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って土地及び資源に関する当該先住民族の諸権利が尊重されるとともに、自由で事前の十分な情報に基づく協議を通じた当該先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。</u>」</p> <p>(2) FAQ において、以下の内容を追加。</p> <p>Q : ガイドライン中の「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」の(先住民族)の項目における“先住民族に関する国際的な宣言や条約”にはどのようなものがありますか？</p> <p>A : 先住民族に関する国際的な宣言や条約には、以下の宣言、条約等が該当します。これらは、ガイドラインが遵守等を要求する当該国法令や世銀 SP 等の国際基準には該当しませんが、先住民族の権利等に関する国際文書として知られています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 先住民族の権利に関する国際連合宣言(United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)</li> <li>- 独立国における先住民族及び種族民に関する条約(Convention concerning Indigenous and Tribal Peoples in Independent Countries) (通称：国際労働機関(ILO)169 号条約)</li> </ul> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;</p> <p>先住民族の権利に関する国際連合宣言及び ILO169 号条約は、現行ガイドラインに規定する「先住民族に関する国際的な宣言や条約」に該当することは明らかであり、ガイドラインが依拠すべきものとして明記すべきです。</p> <p>土地及び資源に関する当該先住民族の諸権利は、上記国連宣言にも反映されるなど重要な権利であり、現行ガイドライン規定の尊重ではなく、認知されるべきです。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;</p> <p>本論点について、環境に関する国際的趨勢、他機関ガイドラインとの比較衡量の観点から、改訂ニーズを検討しました。</p> <p>まず、環境に関する国際的趨勢について、(1)各国に対する法的拘束力、(2)各国での同旨法制の整備状況、(3)我が国また他国の認識状況を検証した結果、ガイドラインに規定する上での実効性を担保するには至らぬものと認識しました。</p> <p>次に、他機関ガイドラインとの比較衡量においても、他 ECA また世銀、IFC 等においても、ガイドラインでの明記また権利の認知を規定する機関は存しませんでした。</p> <p>その他、環境に関する国際的趨勢、他機関ガイドラインとの比較衡量以外の観点からの特段の改訂ニーズは提起・認識されませんでした。</p> <p>但し、現行ガイドライン規定の主旨・解釈を一層平易且つ明確にすべき環境審査を巡る諸状況の観点から、先住民族に関する国際的な宣言や条約に該当する内容を FAQ に明記することの改訂ニーズを認識しました。</p> <p>結論として、本論点についての改訂のニーズまた方向性が認識された内容について、上記 1 の提案に基づき審議すべきと判断されます。</p> |
| <p>21 - 2 : 先住民族</p> <p><u>「自由で事前の十分な情報を得た上での合意」</u></p> <p>「先住民族の土地、領域及び他の資源に影響を及ぼす如何なるプロジェクトの承認にも先立ち、先住民族の代表的な機構を通じ、自由で事前の十分な情報を得た上での合意 (FPIC) が得られなければならない」</p> <p>(現行条文については、21 - 1 参照)</p>   | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;</p> <p>本論点については、現時点では、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>但し、現行ガイドライン規定の主旨・解釈を平易且つ明確にすることを主眼とし、以下の通り提案します。</p> <p>(1) 現行ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」「先住民族」を新たに 3 項構成とし、第 3 項を以下の通り規定する。(註：下線部は現行条文。)</p> <p>「先住民族のための対策を講じるに際しては、先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って土地及び資源に関する当該先住民族の諸権利が尊重されるとともに、自由で事前の<u>十分な情報に基づく協議を通じた当該先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。</u>」</p> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;</p> <p>「自由で事前の十分な情報を得た上での合意」(FPIC)は、合意なく国民国家に統合され不当な差別を受ける先住民族の開発に関する自決権行使を通じ</p>  |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文   | 改訂の方向性  |
|--|---|
|  | <p>た権利回復の重要権利の一つとされ、先住民族の権利に関する国連宣言にも記載されています。</p> <p>現行ガイドラインは、断片的な FPIC 規定を努力目標に掲げるが、FPIC 概念を明記するとともに、その取得を義務付けるべきです。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;</p> <p>本論点について、環境に関する国際的趨勢、他機関ガイドラインとの比較衡量の観点から、改訂ニーズを検討しました。</p> <p>FPIC に言及する唯一の国際的文書である先住民族の権利に関する国連宣言についての国際的趨勢の観点からの検討は、論点 20 の 3 の通り、改訂ニーズとして認識されるものではありません。また、FPIC 概念単体について、他に国際的趨勢として認識するに至る内容も確認されませんでした。</p> <p>また、他機関ガイドラインとの比較衡量においても、他 ECA において FPIC を規定する機関は存せず、世銀また IFC は「自由で事前の十分な情報を得た上での協議」を規定するのみであり、FPIC 規定化の改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>その他、環境に関する国際的趨勢、他機関ガイドラインとの比較衡量以外の観点からの特段の改訂ニーズは提起・認識されませんでした。</p> <p>但し、現行ガイドライン規定の「十分な情報に基づく先住民族の合意」が FPIC 概念を直接に規定するのではなく、上記 3 の国際基準「自由で事前の十分な情報を得た上での協議」の概念に則しつつ、その延長線としての先住民族からの合意取得の努力との本条規定主旨について、一層平易且つ明確にすべきと認識されました。</p> <p>結論として、本論点についての改訂のニーズまた方向性が認識された内容について、上記 1 の提案に基づき審議すべきと判断されます。</p>   |
| <p>21 - 3 : 先住民族</p> <p>「先住民族への配慮に関する計画」</p> <p>「先住民族に影響を及ぼすプロジェクトにおいては、先住民族の土地権・資源権をはじめとする諸権利に及ぼす影響を評価、回避、最小化、緩和し、先住民族が開発による影響を受ける以前の生活を回復するための計画が作成、文書化されなければならない」</p> <p>「上記回復計画の策定にあたっては、計画案は先住民族が理解可能な言語、または様式によって公開された上で、先住民族との協議が行われなければならない」</p> <p>「上記競技記録は、上記回復計画に添付されなければならない」</p> <p>( 現行条文については、21 - 1 参照 )</p> | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;</p> <p>本論点について、十分な改訂ニーズを認識します。</p> <p>具体的改訂内容として、以下の通り提案します。</p> <p>(1) 現行ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」「先住民族」を 3 項構成に改め、新たに第 1 項・第 2 項を以下の通り規定する。</p> <p>「プロジェクトの先住民族への影響は、あらゆる方法を検討して回避に努めなければならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、実効性ある対策が講じられなければならない。」</p> <p>「先住民族のための対策は、現地国制度を踏まえつつ別表記載の項目（*別紙参照）が含まれることが望ましく、独立または他の環境社会配慮に関する文書の一部として作成され、当該先住民族に理解可能な形式で公開または説明されるべきである。」</p> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;</p> <p>現行ガイドラインでは、国際基準では環境管理計画、住民移転計画同様に環境社会配慮に関する文書として規定のある先住民族への配慮に関する計画について、何らの言及もない。</p> <p>先住民族への配慮に関する計画は、単独または他の配慮計画の一部として作成及び公開の義務を、当該先住民族との協議義務と合わせ、規定化すべきです。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;</p> <p>本論点について、他機関ガイドラインとの比較衡量、実施状況確認、及び環境審査を巡る諸状況の観点から、改訂ニーズを検討しました。</p> <p>まず、他機関ガイドラインとの比較衡量において、他 ECA において先住民族への配慮に関する計画を直接に規定するガイドラインは存じませんが、世銀及び IFC は上記 2 の通り規定しており、非自発的住民移転における住民移転計画作成及び公開・協議の今次改訂での規定化方向に準じた改訂ニーズが認識されます。</p> <p>但し、実施状況確認また先住民族に関する各国での対応・認識等を総合的に勘案するならば、国際基準を逐条で記載することが必ずしも一律かつ適切な実効性を確保し得るものとまでは言い難いところ、実効性を確保し得る範囲での改訂ニーズにとどまるものと認識されます。</p> <p>その他、他機関ガイドラインとの比較衡量、実施状況確認、及び環境審査を巡る諸状況以外の観点からの特段の改訂ニーズは提起・認識されませんでした。</p> <p>結論として、本論点についての改訂のニーズまた方向性が認識された内容について、上記 1 の提案に基づき審議すべきと判断されます。</p> |
| <p>22 : 労働状況</p> <p>「プロジェクトに伴う労働状況について、労働における基本原則及び権利（強制労働の禁止、児童労働の禁止、結社の自由の保障、差別禁止）が保証されていることを確認する」</p> <p>( 直接に対応する現行条文なし )</p>  | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;</p> <p>本論点については、改訂ニーズを認識します。</p> <p>具体的改訂内容として、以下の通り提案します。</p> <p>(1) 現行ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」「検討する影響の範囲」の“社会的関心事項”の一として、“労働・安全環境”を追加する。</p> <p>(2) 現行チェックリスト「4 . 社会環境」の一として、“労働・安全環境”を追加する。</p>  |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文   | 改訂の方向性  |
|--|---|
|  | <p>(3) 上記(2)の具体的な「主なチェック事項」として、以下の内容とする。<br/>- 当該プロジェクトに係る事業者が直接雇用する者について当該国労働法令が遵守されるか。<br/>(注：本提案は、他論点における改訂ニーズについて何ら言及するものではありません。)</p> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>労働における基本原則及び権利(強制労働の禁止、児童労働の禁止、結社の自由の保障、差別禁止)は、ILO 加盟国に遍く遵守が求められており、近年新設された IFC-PS2 また国連グローバル・コンパクトや OECD 多国籍企業行動指針においても、その確保が要求されています。<br/>現行の JBIC / NEXI 規定では、労働を取り巻く状況について事故防止対策等の安全衛生の観点でのチェックリスト確認事項が規定されていますが、そのような扱いの先住民や文化遺産等はチェックリスト及びガイドラインでも規定されており、労働環境についても同様の規定化が必要です。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>他機関ガイドラインとの比較衡量、環境に関する国際的趨勢、環境審査を巡る諸状況の観点から、改訂ニーズを検討しました。<br/>IFC-PS2 の規定は P F 案件において適用進めるべき内容ではありませんが、世銀 OP は同種内容を規定しておらず、P F 案件以外にも遍く適用すべきガイドラインでの規定化への直接的改訂ニーズとは成り得ぬものと認識されます。<br/>しかしながら、上記 2 の通り、同種要求は国際的趨勢として認識されるところ、また、当該国法令遵守を要求する JBIC / NEXI ガイドライン趣旨とも合致するものと認識されるところ、十分な改訂ニーズが認識されます。<br/>また、本提案内容は、既定の環境社会配慮の一つとは解釈しえぬところ、ガイドライン及びチェックリストに新たに項目を設けることが適切と判断されます。<br/>その他、他機関ガイドラインとの比較衡量、環境に関する国際的趨勢、環境審査を巡る諸状況以外の観点からの特段の改訂ニーズは提起・検討されませんでした。<br/>結論として、本論点についての改訂のニーズまた方向性が認識された内容について、上記 1 の提案に基づき審議すべきと判断されます。</p> |
| <p>23 : 原子力発電関連 : セクターの例示<br/>「原子力発電所及び核燃料サイクル施設は、「一般的に影響を及ぼしやすいセクター」に追加される」<br/>「原子力発電所及び核燃料サイクル施設に関する環境チェックリストが作成される」<br/>(現行条文)<br/>(1) 影響を及ぼしやすいセクター<br/>以下に示すセクターのうち大規模なもの<br/>(11) 火力発電<br/>(12) 水力発電、ダム、貯水池<br/>(JBIC 第 2 部 3 . 1 ・ NEXI 別添 3 ( 2 ) )</p> | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;<br/>本論点については、改訂ニーズを認識します。<br/>具体的改訂内容としては、以下のとおり提案します。<br/>(1) 原子力発電については、カテゴリ A 案件のセクター例示に加えることとします。<br/>また、セクター例示する原子力発電についてのチェックリストを作成します。<br/>(2) 核燃料サイクルについては、現在、案件組成の蓋然性に乏しいと認識されるため、セクター例示及びチェックリスト作成は行いません。</p> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>原子力発電所及び核燃料サイクル施設は、「一般的に影響を及ぼしやすいセクター」に追加するべきです。<br/>原子力発電所及び核燃料サイクル施設に関する環境チェックリストを作成するべきです。<br/>原子力関連プロジェクトは、大規模な発電関連プロジェクトであり、放射性廃棄物が発生すること、事故時の影響の大きさなどに鑑みて、カテゴリ A と考えるのが妥当です。よって、カテゴリ A として影響を及ぼしやすいセクターに掲載するとともに、チェックリストの整備が必要です。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>本論点について、他 ECA ガイドラインとの比較衡量の観点及びその他環境審査を巡る諸状況の観点から、改訂ニーズを検討しました。<br/>まず、コモンアプローチでは、原子力発電所及び核燃料サイクル施設をセクター例示しており、他 ECA ガイドラインでも例示している例があります。<br/>また、環境審査を巡る諸状況として、現行ガイドラインに例示されているセクターが、コモンアプローチに例示されているセクターのうちガイドライン制定時における融資や保険付保の蓋然性を勘案しつつ例示列挙したものであるところ、原子力発電案件が、今後、JBIC / NEXI の環境社会配慮確認の対象となる蓋然性が十分にあると認識されるところです。<br/>したがって、今般の見直しに際して、今後の融資や保険付保の蓋然性を鑑みて、上記 1 の提案に基づき対応することとします。</p>  |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文   | 改訂の方向性  |
|--|---|
| <p><b>24：原子力関連：求められる要件</b></p> <p>「原子力固有の問題（核拡散の防止、安全性の確保・事故時の対応、放射性廃棄物の適切な管理・処分）について、原子力関連プロジェクトに求められる環境社会配慮上での要件をガイドラインに規定する」</p> <p>（現行条文）</p> <p>「調査・検討すべき環境への影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項（非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、子どもの権利、HIV/AIDS などの感染症等）越境または地球規模の環境問題への影響が含まれる。」</p> <p>「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。</p> <p>（JBIC 第 2 部 1（検討する影響の範囲）（NEXI 別紙 1（検討する影響の範囲））</p>  | <p>&lt; 1：改訂の方向性 &gt;</p> <p>本論点については、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>なお、原子力案件に係る安全性の確認等については、国による安全確認制度等を所与のものとして今後も確認されることとなります。この枠組みについては既に公知のものですが、関係者の更なる平明な理解及び透明性の一層の確保の観点から、今後、FAQ などにおいて明記することについて検討して行きます。</p> <p>&lt; 2：提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;</p> <p>原子力固有の問題（核拡散の防止、安全性の確保・事故時の対応、放射性廃棄物の適切な管理・処分）について、原子力関連プロジェクトに求められる環境社会配慮上の要件をガイドラインに規定するべきです。</p> <p>これらの問題は、他の産業には伴わない特別な問題であり、その他のセクターの事業の「派生的・二次的な影響、累積的影響」とは次元の異なる問題であり、特別な配慮が必要です。これらの事項は、環境影響評価書に含まれないこともあるため、現行ガイドラインの規定だけでは、これらの問題への対処は確実ではありません。</p> <p>原子力委員会が 2005 年 10 月にまとめた「原子力政策大綱」では、「原子力産業の国際展開」について「相手国における安全の確保並びに核拡散防止及び核セキュリティ確保のための体制の整備状況、さらに相手国の政治的安定性等を確保するとともに、国内外の理解を得ることが前提となる」としてあります。これら日本政府の政策を実施に移すために、ガイドラインに具体的な配慮事項が盛り込まれるべきです。</p> <p>&lt; 3：主要な検討ポイントと認識 &gt;</p> <p>本論点について、他 ECA ガイドラインとの比較衡量の観点及びその他環境審査を巡る諸状況の観点から、改訂ニーズを検討しました。</p> <p>原子力関連プロジェクトの要件に関し、コモンアプローチでは具体的な規定はなく、米輸銀以外の多くの ECA においても具体的な規定はないと理解しております。また、JBIC/NEXI ガイドラインは、特定のセクターに限定することなくセクター横断的なものとして規定しており、特定セクターにのみ固有の要件を設ける特段の必要性・実効性はないものと考えております。</p> <p>提言の「原子力固有の問題」について、我が国では、ガイドラインが制定される前から、核拡散の防止については国による輸出管理制度が確立・機能しており、また、安全性の確保等については国による安全確認制度が確立・機能しており、これらの制度を所与のものとして、JBIC/NEXI による融資 / 保険付保がなされる枠組みとなっています。</p> <p>したがって、本論点に係る改訂ニーズは認識されませんでした。国の制度に依拠する点についての関係者の更なる理解及び透明性の一層の確保の観点から、上記 1 について、更に検討すべきと判断されます。</p> |
| <p><b>25：原子力関連：協議と情報公開</b></p> <p>「原子力関連プロジェクトについては、当該プロジェクトの安全性、核不拡散、放射性廃棄物の影響、事故発生時の対応等の情報を盛り込んだ文書が作成される」</p> <p>「上記文書は、ドラフト作成時に公開された上で、現地においてステークホルダーとの協議が行われる」</p> <p>「原子力関連プロジェクトの環境レビューにあたっては、借入人 / 輸出者等に対して、当該プロジェクトの安全性、核不拡散、放射性廃棄物の影響、事故発生時の対応等の情報を求める」</p> <p>「上記情報は、他の環境社会配慮に関する主要な文書と同様、入手後速やかに公開される」</p> <p>「融資 / 保険契約締結後に公表される環境レビュー結果には、プロジェクト実施主体の技術的能力の評価が盛り込まれる」</p> <p>（現行条文）</p> <p>「特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、そのプロジェクト内容に反映されていること」</p> <p>（JBIC 第 2 部 1（社会的合意及び社会影響））（NEXI 別紙 1（社会的合意及び社会影響））</p> | <p>&lt; 1：改訂の方向性 &gt;</p> <p>本論点については、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>ただし、JBIC/NEXI が情報公開の責任或いは説明責任を義務として負えない情報について公開することの実施可能性や実効性、また、その態容などについて議論を継続すべきと認識されます。</p> <p>&lt; 2：提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;</p> <p>原子力関連プロジェクトについては、当該プロジェクトの安全性、核不拡散、放射性廃棄物の影響、事故発生時の対応等の情報を盛り込んだ文書が作成されるべきです。この文書は、ドラフト作成時に公開された上で、現地においてステークホルダーとの協議が行われるべきです。</p> <p>原子力関連プロジェクトの環境レビューにあたっては、借入人 / 輸出者等に対して、当該プロジェクトの安全性、核不拡散、放射性廃棄物の影響、事故発生時の対応等の情報を求めるべきです。この情報は、他の環境社会配慮に関する主要な文書と同様、入手後速やかに公開されるべきです。融資契約 / 保険契約の締結後に公表される環境レビュー結果には、プロジェクト実施主体の技術的能力の評価を記載するべきです。</p> <p>日本における原発建設の際には、安全性、核不拡散性、事業者の技術能力等に関しては、原子炉設置許可の申請書、同添付書類、原子炉安全専門審査会等での配付資料が公開されています。日本が海外の原子力関連プロジェクトに融資 / 保険付保するにあたり、最低限、日本で行われている情報公開のレベルを確保することが必要です。</p> <p>&lt; 3：主要な検討ポイントと認識 &gt;</p> <p>本論点について、他 ECA ガイドラインとの比較衡量の観点及びその他環境審査を巡る諸状況の観点から改訂ニーズを検討しました。</p> <p>各国 ECA では、環境社会配慮確認のプロセスにおいて、カテゴリ A 案件については、対象プロジェクトに係る EIA 報告書等を公開する義務が認められます。</p> <p>原子力関連プロジェクトの「協議と情報公開」については、現地での協議や情報公開に関する固有の国際的な基準は存在しない一方で、原子力安全条約などにより原子力発電所の安全確保は、当該事業実施国の責任であることは明らかです。</p>  |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文   | 改訂の方向性  |
|--|---|
|  | <p>原子力の「安全の確認」に関する手続は当該国の制度に依拠していることから、JBIC/NEXI は、当該情報を当然に保有する立場にないこと、また、そもそも安全確認の主体ともなっていないことなどから、当該情報を公開する主体にもなり得ないものと認識します。</p> <p>ただ、JBIC/NEXI は、原子力関連プロジェクトについても、他セクター案件と同様に EIA 報告書等を公開します。この際、仮にその EIA 報告書の中に、いわゆる原子力の安全に関する事項等が含まれている場合であっても EIA 報告書から当該部分を削除することなく公開はする所存です。</p> <p>結論として、本論点そのものについては、十分な改訂ニーズは認められませんでした。ただし、これまでの議論の中で、上記 を踏まえ、JBIC/NEXI が情報公開の責任或いは説明責任を義務として負えない情報について、その旨限定を付す等の措置を講じた上で公開することの実施可能性や実効性、また、その態容などについて議論を継続すべきと認識されます。</p>  |
| <p><b>26：原子力関連：第三者機関の設置</b></p> <p>「原子力関連プロジェクトへの支援・融資の検討に当っては、専門家及び N G O を含む第三者機関を設置し、その助言を得て、審査結果に反映させる」</p> <p>「当該機関における審議は公開される」</p> <p>( 現行条文 )</p> <p>「JBIC ( NEXI ) は、本ガイドラインに示された方針や手続が適切に実施され、ガイドラインの遵守が確保されるよう努める。」</p> <p>( JBIC 第 1 部 7 ・ NEXI 7 )</p> <p>「特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論の多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。」</p> <p>( JBIC 第 2 部 1 ( 基本的事項 ) )( NEXI 別紙 1 ( 基本的事項 ) )</p> | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;</p> <p>本論点については、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;</p> <p>原子力関連プロジェクトへの支援・融資の検討に当っては、専門家及び N G O を含む第三者機関を設置し、その助言を得て審査結果に反映させること、そして、当該機関における審議は公開されることが必要です。</p> <p>原子力関連プロジェクトには他セクターに伴わない特別な問題 ( 核拡散の問題、 安全性の問題、 放射性廃棄物の問題 ) を有しており、事故時のリスクも大きいです。第三者機関における公開の審議により、これらの問題に対処し、慎重かつ透明性の高い審査を行うべきです。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;</p> <p>本論点について、他 ECA ガイドラインとの比較衡量の観点及びその他環境審査を巡る諸状況の観点から、改訂ニーズを検討しました。</p> <p>まず、環境社会配慮確認の際に常設の第三者機関を設置して審査している ECA はありません。また、本件提言は、「原子力関連プロジェクト」に係るものですが、特定のセクターのみについて固有且つ常設の第三者機関を設置する必要性及び有効性は、一般的に認識されていないと考えます。</p> <p>仮に、本件提言を受け入れる場合、他のセクターと扱いが著しく異なることとなります。</p> <p>さらに、常設の第三者機関設置一般論については、論点 14 にて提起されていますが、同論点の 3 ( 主要な検討ポイントと認識 ) ~ と同じ認識が本論点にも当てはまります。</p> <p>結論として、本論点に係る改訂ニーズは認識されませんでした。</p>   |
| <p><b>27：異議申立期間に関する情報公開</b></p> <p>「各プロジェクトについて、ガイドラインに基づく異議申立が可能期間を公開する」</p> <p>「ガイドラインに基づく異議申立期間について、融資 / 保険付保前から可能となるよう規定する」</p> <p>( 直接に対応する現行条文なし ( * ) )</p> <p>* : 異議申立制度に関する内容は、JBIC 「異議申立手続要綱」及び NEXI 「異議申立手続等について」にて規定。</p>  | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;</p> <p>本論点については、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;</p> <p>各プロジェクトについて、ガイドラインに基づく異議申立が可能期間を公開するべきです。</p> <p>ガイドラインに基づく異議申立期間について、融資 / 付保前から可能となるよう規定するべきです。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;</p> <p>本論点について、その他環境審査を巡る諸状況の観点から、改訂ニーズを検討しました。</p> <p>まず、個別案件毎に異議申立が可能期間を公開することは、当該案件のディスパース期間を公開すること、即ち融資契約の記載内容を公開することと同義であり、金融機関に求められる守秘義務に抵触すると認識します。従って、一律に公開することをガイドライン乃至異議申立手続要綱にて規定することは適当ではないと判断されます。</p> <p>他方、異議申立期間の始期については、環境チェックレポートが公開されるタイミングと実質的に同じであることからほぼ判別が可能です。終期についても、上記 の理由で公開することはできないにしても、異議申立にあたっての要件として、プロジェクト実施主体ならびに JBIC/NEXI 投融資 / 付保担当部署との協議が必要 ( ちなみにこれは、徒に異議申立のハードルを高く設定するための規定ではなく、本来そうした協議を通じて問題の解決が図られることが望ましいという精神を反映したもの ) であるところ、異議申立期間が終了している場合は、かかる協議の際にその旨言及することは可能です。また、貸出継続中のプロジェクトについても、プロジェクト実施主体 and/or 借入人の同意取得を前提に、口頭で貸出終了見込み時期に言及する余地はありえます。</p> <p>また、現行の異議申立期間以前については、そもそも意思決定前であるためガイドライン遵守・不遵守の調査の対象ではなく、また当事者間の協議を通じて解決が図られるべきステージであるため、正式な異議申立の対象ではないものの、現行制度では異議申立受付開始時点以前についても、問題解決に向けた審査役の関与を規定しており、既に同等の措置が取られていると認識しています。また、貸出終了後はガイドライン上のモニタリングを実施している期間において、本行のガイドライン上のモニタリング規定不遵守を指摘する異議申立が可能となっています。即ち、現行の</p> |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文  | 改訂の方向性  |
|---|---|
|   | <p>異議申立制度は、外国企業との競争に晒される日本企業の海外ビジネス支援等の側面を勘案する一方、貸出期間の前後においても何らかの異議申立類似の措置を可能とする微妙なバランスの上に成り立っているものであることが再確認されました。なお、JBIC の現行異議申立制度創設時に出席された議長総括ペーパーは、現在および新 JBIC 発足後も有効である点を改めて確認します。</p>  |
| <p><b>28：地球環境保全に貢献するプロジェクト支援</b><br/> 「当該案件が、省エネ、CDM 候補等地球環境保全的要素を有する場合に、積極的に把握、公表」<br/> 「具体的には、上記地球環境保全的要素について、プロジェクト実施主体者に求める環境社会配慮に必要な要件とは切り離し、例えば、スクリーニング・フォームに別枠を設ける格好で、申告していただく」<br/> (現行条文)<br/> 「なお、JBIC は、融資等の対象となるプロジェクトについて環境社会配慮が適切になされるよう促す一方で、環境保全 / 改善に資するプロジェクトや、温室効果ガス排出削減等、地球環境保全に貢献するプロジェクトは積極的に支援する方針である。」(JBIC 前書き)<br/> 「調査・検討すべき環境への影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項( 非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、子どもの権利、HIV/AIDS などの感染症等 ) 越境または地球規模の環境問題への影響が含まれる。」<br/> (JBIC 第 2 部 1 ( 検討する影響のスコープ ))(NEXI 別紙 1 ( 検討する影響のスコープ ))</p> | <p>&lt; 1：改訂の方向性 &gt;<br/> 本論点については、改訂ニーズを認識します。<br/> 温室効果ガス削減効果の有無、度合いなどについて、スクリーニング・フォームに別枠を設ける形で申告して頂くようにすることを提案します。</p> <p>&lt; 2：提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/> JBIC 環境社会配慮確認ガイドラインでも、個別プロジェクトの温室効果ガス削減効果を把握・公表するべきです。</p> <p>&lt; 3：主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/> 本論点について、その他環境に関する国際的趨勢の観点から、改訂ニーズを検討しました。<br/> 環境問題への取組として、個別案件の環境社会配慮確認を行う点と環境に貢献する案件を支援する点の両面があることは論を待たないところですが、本論点は、JBIC (あるいはその与信を利用される日本企業) がこの両面に然るべく取り組んでいることを世の中に知って頂く目的で、後者に関連して、温室効果ガス削減効果があるプロジェクトの案件を、事実として把握・公表せんとするものです。これは、昨今の気候変動問題に対する社会の関心の高まりを踏まえた対応として重要であると判断されます。<br/> ただし、温室効果ガス削減効果があるからといって当該プロジェクトにおける環境社会配慮が疎かであってはならないことから、温室効果ガス削減効果の把握は、環境社会配慮上の要件とは切り離して扱うとともに、案件採り上げ可否の要件ともしない形で行う必要がある点は、当初から表明しておりますし、これまでの議論の中でも確認しております。<br/> また、上記と同様の趣旨から、温室効果ガス削減効果の有無・度合いの申告をもって何らかの優遇措置とリンクさせることを考えていない点も確認しております。<br/> これまでの議論の中で、与信方針についてのご意見も出されましたが、これは本環境ガイドライン改訂問題とは別の問題である点との認識をお示しし、確認されました。また、議論の過程で、本論点のタイトルがやや誤解を与えるおそれありとの点も確認されました。<br/> 結論として、上記 2 の改訂ニーズは認識されますが、本論点タイトルの変更可否、温室効果ガス削減効果の有無・度合いの申告方法、当該削減効果の把握・公表の位置づけ等につきさらなる検討を加え具体的な案文につなげるべきと判断されます。</p> |
| <p><b>29：案件発掘・形成調査、および輸入・投資事業化等促進調査結果の公開</b><br/> 「案件発掘・形成調査及び輸入・投資事業化等促進調査等、国際金融業務において実施される調査の結果を公開する」<br/> (直接に対応する現行条文なし)</p>  | <p>&lt; 1：改訂の方向性 &gt;<br/> 本論点については、現時点では、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>&lt; 2：提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/> 案件発掘・形成調査及び輸入・投資事業化等促進調査等、国際金融等業務において実施される調査の結果を公開するべきです。</p> <p>&lt; 3：主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/> 本論点について、その他環境審査を巡る諸状況からの必要性の観点から、改訂ニーズを検討しました。<br/> まず、他の政府機関が行っている調査業務の成果物が公開されていること背景を確認しました。他の政府機関が行っている当該調査は (我が国 - 諸外国の) 二国間経済関係を促進する目的で、マスター・プランやパイロット・プロジェクトの概念設計等を調査するものであると認識しました。このことから、後続プロジェクトの形成に寄与し、二国間経済関係を促進するという目的を達成する観点で、これら調査結果を公開しているものと理解しました。<br/> 一方、上記 との比較においては、JBIC の案件発掘・形成調査及び輸入・投資事業化等促進調査は、日本企業個社の受注/事業参画可能性を高めることが目的であり、より直接的に個社のビジネス機会に直結しています。当該日本企業からすれば、これら調査の成果物を一般公開することは、検討中のプロジェクトについて競合他社に知られるのみならず、延いてはビジネス機会の喪失に繋がる可能性があるものです。また、本調査を別の視点から捉え、(既に検討ポイントへのコメントとして記載済ながら) 潜在的な (現地側の) プロジェクト実施主体に対し、将来のプロジェクト・フィービリティ判断のための内部資料用を提供する性格のものであり、実務上も先方との間では非公開を前提にしております。かかる本制度の趣旨からして、日本企業の競争関係および潜在的プロジェクト実施主体との間のビジネス上の秘匿関係への配慮が求められると判断されず。<br/> 結論として、本論点についての十分な改訂ニーズは認識されないものと判断されます。</p>  |
| <p><b>追加 1：追加設備投資を伴わない権益取得</b><br/> 「追加設備投資を伴わない権益取得案件が、影響を及ぼしやすいセクターに分類される場合には、カテゴリ A とする」</p>   | <p>&lt; 1：改訂の方向性 &gt;<br/> 本論点については、現時点では、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>&lt; 2：提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;</p>  |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文   | 改訂の方向性   |
|--|--|
| <p>(現行条文)<br/>「カテゴリC：環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクト。次のいずれかに属するプロジェクトは原則として、カテゴリCに分類される。但し、第2部3.に示す影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当するものは除く。<br/>通常特段の環境影響が予見されないセクター及びプロジェクト（例：人材開発、国際収支支援、既存設備のメンテナンス、追加設備投資を伴わない権益取得）」<br/>(JBIC(第1部4(2)))<br/>「【カテゴリC】負の環境影響が最小限か、又は全くないと考えられるプロジェクトは、カテゴリCに分類される。以下の いずれかに属するプロジェクトは、原則として、カテゴリCに分類される。ただし、カテゴリAにおける影響を及ぼしやすい特性又は影響を受けやすい地域に該当するものを除く。<br/>通常特段の環境影響が予見されないセクター又はプロジェクト（例：既存設備のメンテナンス、追加設備投資を伴わない権益取得。）」<br/>(NEXI3(2))</p> | <p>追加設備投資を伴わない権益取得案件が、常に環境影響が小さいとは限らず、当該案件が、影響を及ぼしやすいセクターに分類される場合には、カテゴリAとするべきです。<br/>&lt;3：主要な検討ポイントと認識&gt;<br/>本論点について、その他環境審査を巡る諸状況の観点から、改訂ニーズを検討しました。<br/>追加設備投資を伴わない権益取得案件は、一義的には操業中のプロジェクトであり、追加設備投資を伴わなければ、一般的に環境影響は小さいため、現行ガイドラインでカテゴリCの例示として記載していることは不適切ではないと認識されます。<br/>他方、操業中のプロジェクトにおいて、当該プロジェクトによる現況の環境影響を考慮すべき重要性も認識されました。<br/>操業中のプロジェクトにおいては、モニタリング等の事実関係から影響の有無を確認可能であると認識されます。JBIC/NEXIにおいては、ガイドラインに従い、追加設備投資を伴わない権益取得案件において、必要に応じ追加情報を取得し、スクリーニング段階でプロジェクトの問題点の有無を確認しており、追加設備投資を伴わない権益取得案件ということだけをもって機械的にカテゴリCとするものではないことも確認しました。<br/>以上のことから、追加設備投資を伴わない権益取得案件が、影響を及ぼしやすいセクターに分類される場合に、一律カテゴリAとするニーズは認識されませんでした。その他環境審査を巡る諸状況以外の観点からの特段の改訂ニーズは提起・認識されませんでした。<br/>結論として、上記2の提案内容についての十分な改訂ニーズは、現時点では認識されませんでした。</p> |
| <p>追加2：実施状況確認における透明性の確保<br/>「ガイドラインの実施状況について、1年毎に確認し、確認結果に基づきステークホルダーとの意見交換会を開催する。また、ガイドラインの改訂及びこれに先立つ包括的検討についても、透明性の確保とステークホルダーへの意見を聞きつつ実施する」<br/>(現行条文)<br/>「本行は、本ガイドラインの実施状況についての確認を行い、これに基づき、ガイドラインが施行されて5年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改訂を行う。改訂に当たっては、我が国政府、開発途上国政府等、我が国の法人等、専門家、NGO等の意見も聞きつつ、透明性を確保して行う。」<br/>(JBIC第1部8.)<br/>「日本貿易保険は、OECD輸出信用及び信用保証部会における公的輸出信用及び環境に関する共通アプローチの見直しの状況並びにこのガイドラインの実施状況等を勘案し、必要があると認めるときには、このガイドラインの見直しを行う。」<br/>(NEXI7)</p>                 | <p>&lt;1：改訂の方向性&gt;<br/>本論点については、現時点では、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。<br/>&lt;2：提案における改訂ニーズと改訂内容&gt;<br/>現行ガイドライン策定以降、ガイドラインの内容や実施について、ステークホルダーとの意見交換の機会がありませんでした。<br/>JBICの現行ガイドラインには、ガイドライン改訂について透明性の確保及び各ステークホルダーの意見を聞くことが規定されていますが、「包括的な検討」にはこれらが規定されておりません。<br/>ステークホルダーとの定期的な意見交換会、及び「包括的な検討」への各ステークホルダーの参加は、ガイドライン改訂のプロセスにおける透明性及び説明責任の確保をもたらします。<br/>&lt;3：主要な検討ポイントと認識&gt;<br/>本論点について、実施状況確認及びその他環境審査を巡る諸状況の観点から、改訂ニーズを検討致しました。<br/>先ずは、今般の実施状況確認調査の作業負荷はかなり重いため、これに係る毎年の意見交換実施は困難です。<br/>他方、「包括的な検討」の枠組に具体的な規定はなくとも、本コンサルテーション会合は、透明性を確保された各種ステークホルダーとの「包括的な検討」の場として十分機能していると考えます。<br/>上記、より、結論として、本論点についての改訂ニーズは、十分に認識されないものと判断されます。<br/>なお、従来のNGO-JBIC定期協議会に代わるステークホルダーとの対話の枠組については、新JBICにおける検討課題と認識しております。</p>                     |
| <p>追加3：地域社会・労働者の安全・保安<br/>「プロジェクト実施主体による保安要員の利用、あるいは要請・黙認による当該国の軍・警察による、地域住民・労働者に対する安全に対する脅威を及ぼさないようにする」<br/>(現行条文)<br/>「環境社会配慮とは、自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む環境（以下「環境」）に配慮することを言う。」<br/>(JBIC(前書き))(NEXI2.)<br/>「相手国及び当該地方の政府等が定めた環境に関する法令や規準等を遵守しているかどうかを確認し」<br/>(JBIC3(4))<br/>「NEXIは、プロジェクトが当該プロジェクト実施国の環境基準を遵守しているかどうかを確認する」<br/>(NEXI3(3))</p>  | <p>&lt;1：改訂の方向性&gt;<br/>本論点については、改訂ニーズを認識します。<br/>具体的改訂内容として、以下の通り提案します。<br/>(1) 現行ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」「検討する影響のスコープ」の“社会的関心事項”の一として、“労働・安全環境”を追加する。<br/>(2) 現行チェックリスト「4.社会環境」の一として、“労働・安全環境”を追加する。<br/>(3) 上記(2)の具体的な「主なチェック事項」として、以下の内容とする。<br/>- 労働災害防止に係る安全設備の設置、有害物質の管理等、プロジェクト従事者へのハード面での安全配慮が措置されているか。<br/>- 安全衛生計画の策定や安全教育の実施等、プロジェクト従事者へのソフト面での対応が計画・実施されているか。<br/>- プロジェクトに関連する警備要員が、労働者・地域住民への安全を侵害せぬよう、適切な対応が講じられているか。<br/>(注：本提案は、他論点における改訂ニーズについて何ら言及するものではありません。)<br/>&lt;2：提案における改訂ニーズと改訂内容&gt;<br/>警備要員等による地域住民・労働者への安全に対する脅威が及ばぬよう、事業者による適切な対応が講じられていることを、確認することを規定す</p>  |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文   | 改訂の方向性   |
|--|--|
| <p>「調査・検討すべき環境への影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響」<br/>(JBIC 第 2 部 1 .(検討する影響の範囲))(NEXI 別紙 1 (検討する影響の範囲))</p>   | <p>べきです。<br/>警備要員等による不法行為は、地域住民の自由な協議・言動等に対する有形無形の圧力と成り得るものなので、特に明記されるべきです。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>他機関ガイドラインとの比較衡量及びその他環境を巡る諸状況の観点から、改訂ニーズを検討しました。<br/>本内容については、現行ガイドラインにおいて「検討する範囲」の一つとして「人間の健康と安全への影響」として概括的に規定され、警備体制や武装の有無等を確認してきています。<br/>他機関ガイドラインでは、IFC-PS4「地域社会の保健、安全及び治安」の一部として規定がありますが、世銀また他 ECA の多くのガイドラインは規定していません。<br/>論点 22「労働環境」において、労働における基本原則及び権利等の現地労働法令の遵守についての規定化を改訂ニーズとして認識するところ、広義の労働環境として、安全環境の確保についても同様の改訂ニーズと認識されます。<br/>労働安全の範囲は広範であり、IFC-PS4 はこれを簡潔に類型化しており、その内容を踏まえる形で、チェックリスト確認事項とすることが、他の影響範囲との並びにおいても適切と認識されます。<br/>他方、当該提案を「労働・安全環境」とは別に規定することについては、他の安全環境各項と特段に区分する理由は IFC-PS4 においても確認されず、提案趣旨でいう地域住民の自由な協議・言動への影響は一般論としては皆無とは言えないものの、こうした影響は公共協議等における確認に専ら属するものであり、改訂ニーズとして認識するには至りませんでした。<br/>その他、他機関ガイドラインとの比較衡量、その他環境を巡る諸状況の観点以外からの特段の改訂ニーズは提起・検討されませんでした。<br/>結論として、本論点についての改訂のニーズまた方向性が認識された内容について、上記 1 の提案に基づき審議すべきと判断されます。</p> |
| <p><u>追加 4 : 紛争地でのプロジェクトの紛争への影響に対する配慮</u><br/>「紛争地におけるプロジェクトには、原則として、融資 / 保険付保を行わない」<br/>(直接に対応する現行条文なし)</p>   | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;<br/>本論点については、現時点では、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>紛争地におけるプロジェクトには、原則として、融資 / 保険付保を行うべきではありません。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>本論点について、他機関ガイドラインとの比較衡量、その他環境審査を巡る諸状況の観点から、改訂ニーズを検討しました。<br/>本提案内容を規定する他機関ガイドラインは存せず、「紛争地」に係る世銀 OP7.60 は、領土の帰属が不明確なサイトでの環境審査手順を規定するものであり、紛争地でのプロジェクトの是非を規定するものではないことを確認しました。<br/>紛争地でのプロジェクトは一般に事業リスクが極めて高いことから、環境社会配慮の観点以前のリスク判断として事業者、借入人・輸出者等、また、JBIC / NEXI の何れもが極めて慎重であることが認識されました。<br/>従って、本論点について、ガイドラインに規定すべきニーズ、また、規定しないことでの紛争地への影響の悪化は、特段予見されぬものと認識されました。<br/>その他、他機関ガイドラインとの比較衡量、その他環境審査を巡る諸状況以外の観点からの特段の改訂ニーズは提起・認識されませんでした。<br/>結論として、本論点についての十分な改訂ニーズは、現時点では認識されないものと判断されます。</p>  |
| <p><u>追加 5 : 汚職の防止</u><br/>「汚職には、民間企業間での問題も考えられるが、さしあたり、プロジェクト実施主体・借入人等が関与する政府関係者への汚職を防止すべきである。」<br/>(現行条文)<br/>「本行は、環境社会配慮確認にあたり、(中略)透明性とアカウンタビリティを確保したプロセス及び、かかるプロセスにおける当該プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地 NGO を含むステークホルダー (以下「ステークホルダー」) の参加が重要であることに留意する。」<br/>(JBIC 第 1 部 1 )<br/>「なお、環境レビューにおいては、本行は、プロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。」</p> | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;<br/>本論点については、現時点では、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>汚職には、民間企業での問題も考えられるが、さしあたり、プロジェクト実施主体・借入人等が関与する政府関係者への汚職を防止すべきです。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>本論点について、他機関ガイドラインとの比較衡量、その他環境に関する国際的趨勢の観点から、改訂ニーズを検討しました。<br/>本提案内容は、OECD 贈賄防止条約の取組等の国際的趨勢を背景とする一方、JBIC / NEXI のガイドラインがフォローする「環境と公的輸出信用に関する共通アプローチの OECD 理事会勧告」とは別の勧告である「公的輸出信用と贈賄に関する OECD 理事会勧告」がカバーしている内容であることを確認しました。<br/>「公的輸出信用と贈賄に関する OECD 理事会勧告」は OECD 加盟各国の ECA が遵守すべきものであり、JBIC / NEXI においては、本勧告に基づき、既に融資契約 / 約款により対応がなされていることを確認し、本提案の内容は既に対応済みであると認識しました。</p>  |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文  | 改訂の方向性   |
|---|--|
| <p>「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。」<br/>(JBIC 第 2 部 1 .(検討する影響の範囲)) (NEXI 別紙 1 (検討する影響の範囲))<br/>「日本貿易保険は、(中略)当該プロジェクト実施国の経済開発若しくは社会開発に寄与する事業と認められてないものとして、内諾しない等の対応を行うこともある。」<br/>(NEXI 4 )</p>   | <p>従って、本論点について、ガイドラインに規定すべきニーズは認識されませんでした。<br/>その他、他機関ガイドラインとの比較衡量、その他環境に関する国際的趨勢以外の観点からの特段の改訂ニーズは提起・認識されませんでした。<br/>結論として、本論点についての十分な改訂ニーズは、現時点では認識されないものと判断されます。</p>   |
| <p><b>追加 6 : 生態系の保全</b><br/>「重要な自然生息域 (Critical Natural Habitat) におけるプロジェクトへの支援を行わない」<br/>(現行条文)<br/>「(検討する影響の範囲)<br/>調査・検討すべき環境への影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項(非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、こどもの権利、HIV/AIDS などの感染症等) 越境または地球規模の環境問題への影響が含まれる。」<br/>(JBIC 第 2 部(検討する影響の範囲)(NEXI 別紙 1 (検討する影響の範囲))</p> | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;<br/>本論点については、改訂ニーズを認識します。<br/>具体的改訂内容として、以下の通り提案します。<br/>(1) 現行ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」に新たに「生態系及び生物相」の項目を設け、その 1 項として「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない。」を規定する。<br/>(2) FAQ に、重要な自然生息地の定義 (世銀 OP4.04 AnnexA 第 1 条(b)項) 及び重要な森林の定義 (世銀 OP4.36 AnnexA 第 1 条(c)項) に関する内容を追加する。<br/>(本提案内容は、論点 17「保護価値の高い森林の転換」と共通となっています。)<br/>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>現行ガイドラインは、検討する影響スコープまたチェックリストに生態系に関する項目があるが、影響を回避、低減するための考え方の記載がありません。<br/>また、重要な自然生息域には、国等の指定する保護区以外も該当します。<br/>このため、重要な自然生息域におけるプロジェクトへの支援を行わないことはガイドラインで明記されるべきです。<br/>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>本論点について、環境に関する国際的趨勢、他機関ガイドラインとの比較衡量の観点から、改訂ニーズを検討しました。<br/>生態系の危機的な状況については、乱開発のみならず地球温暖化等の複合的な要因による深刻化は、一般に認識されるものと思われます。このため、生態系や生物多様性等に重要な地域の保全に関する規定の明確化は、本論点同旨の論点 17「保護価値の高い森林の転換」も含め改訂ニーズが認識されます。<br/>他機関ガイドラインにおいても、世銀 SP が自然生息地及び森林に各々 1 章を設け、重要な自然生息地及び重要な森林での著しい転換または劣化を伴うべきではないことを規定しており、同規定を準用することが改訂ニーズの具体化と認識されます。<br/>世銀 SP は、ECA が一義的に適用する国際基準であり、上記 2 のニーズにも対応しており、他機関同種規定またこれらに依拠しない独自提案に劣後する内容は存せぬものと認識されます。<br/>その他、環境に関する国際的趨勢、他機関ガイドラインとの比較衡量以外の観点からの特段の改訂ニーズは提起・認識されませんでした。<br/>結論として、本論点についての改訂のニーズまた方向性が認識された内容について、上記 1 の提案に基づき審議すべきと判断されます。</p> |
| <p><b>追加 7 : 戦略的環境アセスメント (SEA) の導入</b><br/>「事業者の環境社会配慮に、できる限り、SEA のアプローチを取り入れる」<br/>「SEA 導入案件については、その結果の是非についても環境審査の対象とする」<br/>(直接に対応する現行条文なし)</p>  | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;<br/>本論点については、現時点では、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。<br/>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>事業者の環境社会配慮に、できる限り、SEA のアプローチを取り入れるべきです。<br/>SEA 導入案件については、その結果の是非についても環境審査の対象とするべきです。<br/>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>本論点について、環境に関する国際的趨勢及びその他環境審査を巡る諸状況の観点から、改訂ニーズを検討しました。<br/>まず、SEA の有用性は国際的にも認められつつあるところ、当該国政府が SEA を制度化するとともに、JBIC/NEXI 与信の対象プロジェクトが当該制度に則して作成された SEA の傘下にあたる個別プロジェクトである場合は、当該 SEA の内容も確認します。</p>   |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文   | 改訂の方向性  |
|--|---|
|  | <p>ただし、JBIC/NEXI はプロジェクト実施主体による個別プロジェクトの環境社会配慮を確認する立場であり、かつ関与のタイミングも SEA 策定後であることが多いところ、JBIC/NEXI が、上位概念たる SEA の策定・実施に主体的に関与する、またはプロジェクト実施主体に SEA 実施を要求することは極めて困難であると認識しています。</p> <p>SEA をより普及させることは一般論としては重要であるものの、そうしたキャパ・ビルは、プロジェクトの環境社会配慮を確認する立場である JBIC/NEXI の本来業務の範疇外であると認識します。</p> <p>結論として、本論点についての十分な改訂ニーズは認識されないものと判断されます。</p>  |
| <p><b>追加 8：グッドプラクティスの積極的参照</b><br/>「現在また将来において策定されるグッドプラクティスを、各時点での環境社会配慮確認において参照基準として適用する」<br/>(現行条文)<br/>「さらに、本行は、環境社会配慮等に関し、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準やグッドプラクティス等を参照する。環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、相手国（地方政府を含む）借入人、及びプロジェクト実施主体者との対話を行い、その背景・理由等を確認する。」<br/>(JBIC 第 1 部 3 .)<br/>「日本貿易保険は、世界銀行等の国際金融機関が定めた基準、他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準またはグッドプラクティス等をベンチマークとして参照し、それらの基準やグッドプラクティス等と比較検討して大きな乖離がある場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する。」<br/>(NEXI 3 )</p> | <p>&lt; 1：改訂の方向性 &gt;<br/>本論点については、現時点では、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>&lt; 2：提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>現在および将来において策定されるグッドプラクティスを、各時点で環境社会配慮確認において参照基準として適用すべきです。<br/>現行のガイドラインに既にグッドプラクティスも参照することは規定されています。</p> <p>&lt; 3：主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>本論点について、その他環境審査を巡る諸状況の観点から、改訂ニーズを検討しました。<br/>上記 2 の通り、「グッドプラクティスの参照」は、現行ガイドラインでも既に規定されておりますとともに、むしろこの点をご支持頂いていると認識しております。なお、特定のグッドプラクティスの規定化可否の論点は、追加論点 11 で別途取り扱います。<br/>従って、結論として、本論点についての改訂ニーズは認識されません。</p>  |
| <p><b>追加 9：環境社会配慮の確認手法の明確化</b><br/>「独立した外部エキスパート等を通じ、個別プロジェクトへの融資 / 保険付保に先立ち、当該国の環境社会配慮の基準が十分か否かを確認する」<br/>「JBIC / NEXI が、独立した外部エキスパートを通じ、プロジェクト実施中の定期的モニタリングを、行う」<br/>「JBIC / NEXI が、プロジェクト実施に先立ち、当該国の環境社会配慮に関するキャパシティ強化を行う」<br/>(現行条文)<br/>「本行は、必要に応じ外部専門家等の意見を求め、活用する。」<br/>(JBIC 第 1 部 3 )</p>   | <p>&lt; 1 . 改定の方向性 &gt;<br/>本論点については、現時点では、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>&lt; 2 . 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>当該国における環境基準、法律などが国際基準等と比較した際に不十分であることがあります。<br/>当該国の環境社会配慮のあり方が十分であることを確認するために、JBIC/NEXI は確認手法を以下のとおり明確化する必要があります。<br/>( 1 ) 「独立した外部エキスパート等を通じ、個別プロジェクトへの融資 / 保険付保に先立ち、当該国の環境社会配慮の基準が十分か否かを確認する」<br/>( 2 ) 「JBIC/NEXI が、独立した外部エキスパートを通じ、プロジェクト実施中の定期的モニタリングを、行う」<br/>( 3 ) 「JBIC/NEXI が、プロジェクト実施に先立ち、当該国の環境社会配慮に関するキャパシティ強化を行う」</p> <p>&lt; 3 . 主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>先ず、 ( 1 ) ( 2 ) に関して検討致しました。<br/>本論点について、その他環境審査を巡る諸状況の観点から改訂ニーズを検討致しました。<br/>現行ガイドラインではプロジェクト実施主体者の環境社会配慮が十分であることを確認する手法が明確になっており、国際的基準やグッドプラクティス等と比較し大きな乖離がある場合にはその背景・理由等を確認することが規定されています。また、モニタリングについても規定されています。更に、「必要に応じ外部専門家等の意見を求め、活用する」ことも規定されています。<br/>実際に環境レビュー、モニタリングの実施において、必要に応じコンサルタント等外部専門家を活用しています。<br/>結論として、本論点についての十分な改訂ニーズは認識されないものと判断されます。</p> <p>また、 ( 3 ) に関しては以下の通りです。<br/>本論点についても、その他環境審査を巡る諸状況の観点から改訂ニーズを検討致しました。<br/>JBIC/NEXI は、環境社会配慮の責任主体ではなく、あくまでも環境社会配慮を確認する立場であり、その結果として当該国の環境社会配慮のキャパシティビルディングが図られることはあっても、それを本来業務として追求する機関ではありません。<br/>結論として、本論点についての十分な改訂ニーズは認識されないものと判断されます。</p> |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文   | 改訂の方向性   |
|--|--|
| <p><b>追加 1 0：融資 / 保険付保の謝絶プロセスの明確化</b><br/> 「当該プロジェクトにおける環境社会配慮が適切に実施されない場合の、融資 / 保険付保の謝絶プロセスを明確にする」<br/> (現行条文)<br/> 「適切な環境社会配慮がなされない場合には、融資等を実施しないこともありうる。」<br/> (JBIC 第 1 部 3 )<br/> 「当該プロジェクトがプロジェクト実施国の環境社会に配慮していないことにより当該国の環境に望ましくない影響を及ぼすと認められる場合には、(中略)「日本貿易保険は、(中略)当該プロジェクト実施国の経済開発若しくは社会開発に寄与する事業と認められてないものとして、内諾しない等の対応を行うこともある。」<br/> (NEXI 4 )</p>   | <p>&lt; 1：改訂の方向性 &gt;<br/> 本論点については、現時点では、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。<br/> &lt; 2：提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/> 当該プロジェクトにおける環境社会配慮が適切に実施されない場合の、融資/保険付保の謝絶プロセスを明確にすべきです。<br/> &lt; 3：主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/> 本論点について、その他環境審査を巡る諸状況の観点から、改訂ニーズを検討しました。<br/> 現行ガイドラインは、A) 環境社会配慮確認を行い、B) 適切な環境社会配慮がなされないと判断した場合には適切な環境社会配慮がなされるよう働きかけ、適切な社会配慮が確保されないと判断した場合には公的金融機関として融資等を行わないとしており、謝絶プロセスは既に明確になっています。<br/> 結論として、本論点についての改訂ニーズは現時点では認識されませんでした。</p>   |
| <p><b>追加 1 1：特定グッドプラクティスのガイドライン等での明示・規定化</b><br/> (1) ミレニアム・エコシステム・アセスメントのフレームワーク<br/> (2) メコン河流域における持続可能な水力発電開発ガイドライン(策定中)<br/> (3) メコン河流域における洪水地帯での道路建設に関するガイドライン(策定中)<br/> (4) 森林認証に関する国際的基準(森林管理協議会基準またはその他同等レベル)<br/> (5) 漁業資源認証に関する国際的基準(海洋資源協議会またはその他同等レベル)<br/> (6) レスポンシブル・マイニングのフレームワーク<br/> (7) 農畜産業に関する国際的基準(International Social and Environmental Accreditation また椰子油、大豆、サトウキビなど個々の作物の基準)<br/> (直接に対応する現行条文なし)</p> | <p>&lt; 1 . 改訂の方向性 &gt;<br/> 本論点については、現時点では、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。<br/> &lt; 2 . 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/> ( 1 ) 以下のような特定の分野において、国際的にグッドプラクティスの枠組みが広がっています。<br/> ミレニアム・エコシステム・アセスメントのフレームワーク<br/> メコン河流域における持続可能な水力発電開発ガイドライン(策定中)<br/> メコン河流域における洪水地帯での道路建設に関するガイドライン(策定中)<br/> 森林認証に関する国際的基準(森林管理協議会基準またはその他同等レベル)<br/> 漁業資源認証に関する国際的基準(海洋資源協議会またはその他同等レベル)<br/> レスポンシブル・マイニングのフレームワーク<br/> 畜産産業に関する国際的基準(International Social and Environmental Accreditation また椰子油、大豆、サトウキビなど個々の作物の基準)<br/> ( 2 ) 上記のグッドプラクティスをガイドライン等において、明示・規定化することは、JBIC/NEXI のガイドライン及び環境社会配慮確認の質の向上をもたらすものです。<br/> &lt; 3 . 主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/> ( 1 ) 本論点について、その他環境審査を巡る諸状況の観点から、改訂ニーズを検討致しました。<br/> ( 2 ) 現行のガイドラインに既にグッドプラクティスも参照することは規定されています。<br/> ( 3 ) 一方で、幾多のグッドプラクティスの中で特定のものだけに言及する理由は見出せず、また、全てをガイドラインに記述するのは現実的ではありません。<br/> ( 4 ) 結論として、本論点について十分な改訂ニーズは認識されないものと判断されます。</p> |
| <p><b>追加 1 2：WWFとJBIC/NEXIの環境審査における連携</b><br/> 「ガイドラインの解釈及び適用に関して、JBIC/NEXI の現地オフィスと WWF の専門家が協力する」<br/> 「協力のパイロットプランとして、メコン地域でのガイドライン運用に関する協力を実施する」<br/> (直接に対応する現行条文なし)</p>  | <p>&lt; 1：改訂の方向性 &gt;<br/> 本論点については、現時点では、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。<br/> &lt; 2：提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/> 環境ガイドラインを十分に機能させるためには、その解釈及び適用が重要となります。<br/> ガイドラインの解釈によって、実際の適用が影響を受けるという実態が IFC では確認されています。<br/> WWF は環境分野での様々な専門家を有しており、JBIC/NEXI と環境ガイドラインの解釈及び適用において協力することは、環境ガイドラインを十分に機能させる上で重要です。<br/> &lt; 3：主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/> 本論点について、その他環境審査を巡る諸状況の観点から、改訂ニーズを検討しましたが、これは、ガイドラインの適用・解釈や運用についてのものです。<br/> 従って、ガイドライン改訂のニーズは認識されませんでした。</p>  |

| 項目・改訂要望骨子・現行条文  | 改訂の方向性   |
|---|--|
| <p><u>追加 1 3 : 代替案の検討過程及び結果の公開</u><br/>(「EIA等に不備あった場合の対応過程及び結果の公開」に後日内容が変更)</p> <p>「JBIC/NEXI は、借入人/輸出者から提出された環境影響評価報告書等に不備がある場合、その不備を確認する。JBIC/NEXI は、借入人/輸出者に対して、不備があった事項に関して追加・修正された情報を文書で公開すると同時に、ステークホルダーへ説明することを求める。JBIC/NEXI は、借入人/輸出者が行った追加・修正された情報を記載した文書を環境社会配慮に関する主要な文書として公開する。」<br/>(現行条文)</p> <p>「このような環境社会配慮の検討の結果は、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは他の文書の一部として表されていなければならない。特に影響が大きいと思われるプロジェクトについては、環境アセスメント報告書が作成されなければならない。」<br/>(JBIC 第 2 部 1、NEXI 別紙 1)</p> | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;<br/>本論点については、現時点では、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>JBIC/NEXI は EIA 等に不備がある場合、その不備を確認すべきです。<br/>借入人/輸出者に対して、上記不備に関して追加・修正された情報を文書で公開すると同時に、ステークホルダーへ説明することを求めるべきです。<br/>JBIC/NEXI も上記文書を公開すべきです。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>本論点について、その他環境審査を巡る諸状況及び実施状況確認(同追加情報提供を含む。以下同じ。)の観点から、改訂ニーズを検討致しました。<br/>実施状況確認で明らかになったように、EIA に不備がある場合、その不備を確認し、借入人等から追加的に情報を入手しています。<br/>不備の内容や度合い等によりますが、環境社会配慮上必要と判断されれば、ガイドラインに則り、借入人等に適切な対応を働きかけることとなりますが、その対応として、追加・修正された情報を文書で公開し、ステークホルダーへ説明することを求める場合もあります。<br/>上記において借入人等が公開した文書の JBIC/NEXI による公開については、ガイドラインに基づき対応することとなります。<br/>そもそも「不備」という概念にかなり幅があるものであるとともに、上記の点も踏まえ、言わずもがなの感があると認識しています。<br/>結論として、改訂ニーズは、十分に認識されないものと判断されます。</p>   |
| <p><u>追加 1 4 : カテゴリ FI の環境レビュー・情報公開・モニタリング</u><br/>「カテゴリ FI の環境レビュー方法、情報公開方法、モニタリング方法をガイドラインで規定すべきである。」<br/>(現行条文)</p> <p>「本行は、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて本ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する。」<br/>(JBIC 第 1 部 4 . 環境社会配慮確認手続き)</p> <p>「本行は、融資契約締結後、カテゴリ A、B 及び FI プロジェクトについては、環境レビュー結果を一般の閲覧に供することとし、ウェブサイト上で公開する。」<br/>(JBIC 第 1 部 5 . ( 2 ))</p>   | <p>&lt; 1 : 改訂の方向性 &gt;<br/>本論点については、現時点では、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。</p> <p>&lt; 2 : 提案における改訂ニーズと改訂内容 &gt;<br/>現行ガイドラインでは、カテゴリ FI における環境レビューの確認方法は必ずしも明確ではありません。また、情報公開方法及びモニタリング方法はまったく規定されておりません。<br/>実施状況確認においても、カテゴリ FI のサブプロジェクトがどのように実施されたのかが明らかにされておりません。<br/>以上のことから、環境レビュー方法、情報公開方法、モニタリング方法をガイドラインで規定し、カテゴリ FI における環境社会配慮確認プロセスを明確にすべきです。</p> <p>&lt; 3 : 主要な検討ポイントと認識 &gt;<br/>本論点について、実施状況確認、環境に関する国際的趨勢等の観点から、改訂ニーズを検討致しました。<br/>JBIC は、現行ガイドラインに記載されているとおり、環境レビュー時に、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて現行ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が今後確保されるよう確認するとともに、当該融資等をカテゴリ FI としたこと、及び環境レビューを行った結果をウェブサイト上で公開しております。<br/>金融仲介者等は、現行ガイドラインに則ってサブプロジェクトのスクリーニング、カテゴリ分類、環境レビュー、モニタリングを実施することから、サブプロジェクトの環境社会配慮の確認は確保され、且つ確認方法は明確であるといえます。<br/>現行ガイドラインに基づき、仮に環境の望ましくない影響が及ぶことが明らかになった場合の対応も確保されております。<br/>また、世銀、IFC 等他の国際金融機関も JBIC と同様の対応を取っており、実務上も特段の問題が認識されているわけではありません。<br/>結論として、本論点についての改訂ニーズは、十分に認識されないものと判断されます。</p> |